

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	91 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	67 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	105 件
国民年金関係	37 件
厚生年金関係	68 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から52年6月まで

私は、時期は不明であるが、美容室に勤務していた時に、国民年金に加入し、その際、さかのぼって国民年金保険料をまとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和52年1月から同年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は54年2月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、当該期間直後の保険料は過年度納付していることが認められる。また、申立人は、保険料の納付場所について具体的に説明している上、申立期間を除き、厚生年金保険加入期間中の夫と結婚した55年6月には国民年金に任意加入して保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間のうち昭和47年12月から51年12月までの期間については、申立人の上記の手帳記号番号は第3回特例納付実施時期に払い出されているものの、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期、加入場所等の加入状況及びさかのぼって保険料を納付した期間、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月から 56 年 12 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで

私の国民年金は、20 歳になった時、母が区役所で加入手続を行い、国民年金保険料は、私が母にお金を渡して納付してもらっていた。加入したころに、保険料をまとめて納付してもらったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであるとともに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 59 年 2 月ごろの時点で、当該期間は保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な期間であり、当該期間直前の保険料は過年度納付していることが認められる。また、申立人が納付したと主張する金額は、当該期間を含めて前後の保険料を納付した場合の保険料額におおむね一致しているとともに、保険料を納付していたとする申立人の母親は、納付場所について具体的に記憶している上、申立人が居住している区では、当時、過年度保険料の納付勧奨をしていたことが確認できる。さらに、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

加えて、当該期間直前の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの保険料について、59 年 7 月に納付済みに記録追加されており、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況も認められる。

2 しかしながら、申立期間①については、申立人及び母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、

申立人は国民年金の加入手続に關与しておらず、加入手続をしたとする母親は、申立人が 23 歳か 24 歳になったころに加入手続をしたと説明しているなど、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年6月まで

私の国民年金は、母が、昭和52年4月ごろに区役所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年4月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間であるとともに、申立期間直後の保険料は現年度納付していることが確認できる。さらに、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、国民年金制度発足の36年4月から60歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月から 53 年 3 月まで

私の国民年金は、20 歳になった時に、母が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、県内の別の市に転居したところに母から手帳を受け取ってからは、自分で保険料を納付してきた。また、転居した際に、1 年分ぐらいの保険料をまとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は 53 年 9 月ごろに兄と連番で払い出されており、申立人の住民票、手帳記号番号払出簿、国民年金保険料検認補助簿及び申立人が所持する国民年金手帳を総合的に検討すると、申立人は、手帳記号番号が払い出された後の 54 年 6 月 15 日ごろに、転居したと主張する市に住民登録をしたものと認められ、その時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付しているとともに、62 年 4 月以降はおおむね保険料を前納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間のうち昭和 47 年 6 月から 52 年 3 月までの期間については、申立人及び母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び加入当初の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、連番で手帳記号番号が払い出されている兄も

当該期間の保険料は未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人が手帳記号番号払出後に居住していたと主張する市に転居した時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 3 月及び 57 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月及び同年 10 月
② 昭和 56 年 3 月
③ 昭和 57 年 4 月及び同年 5 月

私は、会社を退職後に国民年金への切替手続をし、国民年金保険料を市役所又は金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 1 か月と短期間である上、直後の昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの保険料は現年度納付されており、当該納付時点で当該期間の保険料は現年度納付又は過年度納付することが可能であったこと、申立人が当時居住していた市が保管する被保険者名簿により、57 年 1 月から同年 3 月までの保険料は同年 5 月に過年度納付されていることが確認でき、この時点においても当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③のうち、昭和 57 年 4 月については、上記のとおり、当該期間の直前の期間の保険料を過年度納付した時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、未納のままにしておくことは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び申立期間③のうち昭和 57 年 5 月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳では、当該期間は当時はいずれも未加入期間であり、納付書は発行されていなかったと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月及び57年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から37年3月まで

私は、自宅を訪ねて来た区役所の人から、勤め人の妻も将来のために国民年金に加入した方がいいと勧められたため、国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和37年4月から60歳になるまでの間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は5か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、36年11月に任意加入したことにより、同年12月に払い出されていることから、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である上、申立期間直後の期間の保険料が現年度納付されている37年7月の時点で過年度納付することが可能であり、任意加入当初の申立期間の保険料を未納としておくのは不自然であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、昭和40年4月以降、国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月以降、申立期間を除き、第3号被保険者となるまでの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人の所持する領収証書により、申立人は、申立期間直後の46年4月から同年6月までの保険料を同年4月に、同年7月から9月までの保険料を同年7月にそれぞれ現年度納付しており、当該納付時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職後、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、納付書が届いた国民年金保険料は忘れずに納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人は、当該期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、社会保険庁のオンライン記録により、61 年 6 月に納付書が作成されていることが確認できることから、当該納付書は当該期間の過年度納付書と考えられ、申立人は当該納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 57 年 5 月から 59 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 61 年 4 月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年10月まで

私は、平成2年8月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法及び当時の過年度納付の方法と合致しており、保険料を納付したとする郵便局は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っている上、納付したとする保険料の金額は当時の保険料額とおおむね一致している。さらに、同居していたとする兄は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6304

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になって家業を手伝っていたころ、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き 60 歳まで国民年金加入期間の国民年金保険料を納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 39 年 6 月に払い出されており、申立期間直後の 39 年 4 月から 40 年 5 月までの保険料は納付済みとなっているとともに、手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 12 月まで

私は、昭和 58 年 5 月に婚姻するまでの国民年金保険料を婚姻前か婚姻後に納付した。婚姻後は、私の妻が夫婦二人分の保険料を何回かまとめて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和61年1月から同年12月までの期間については、申立人は、当該期間直後から現在まで国民年金保険料をすべて納付しており、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法及び当時の過年度納付の方法と合致し、保険料を納付したとする金融機関は、当時開設され、現年度及び過年度保険料の収納を取り扱っている上、夫婦二人分の保険料をまとめて納付したとする金額は、当該期間の二人分の保険料額とおおむね一致している。また、まとめて納付した後は、まとめて納付することが大変だと分かったので、期限内に納付してきたとする説明は、社会保険庁の記録で確認できる申立人夫婦の当該期間後の納付状況と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和57年4月から60年12月までの期間については、申立人及びその妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻前の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人の妻及び申立人は、婚姻後の保険料の納付時期、納付額等の記憶が曖昧であり、保険料をまとめて納付した回数も覚えていないと説明しているなど、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から61年12月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を何回かまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和61年1月から同年12月までの期間については、申立人は、当該期間直後から現在まで、厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法及び当時の過年度納付の方法と合致し、保険料を納付したとする金融機関は、当時開設され、現年度及び過年度保険料の収納を取り扱っている上、夫婦二人分の保険料をまとめて納付したとする金額は、当該期間の二人分の保険料額とおおむね一致している。また、まとめて納付した後は、まとめて納付することが大変だと分かったので、期限内に納付してきたとする説明は、社会保険庁の記録で確認できる申立人夫婦の当該期間後の納付状況と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和58年6月から60年12月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額等の記憶が曖昧であり、保険料をまとめて納付した回数も憶えていないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 48 年 12 月まで
② 昭和 53 年 12 月

私の母は、私が会社を退職した後の昭和 44 年 4 月ごろに、私の国民年金の加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は、54 年 1 月ごろに、申立期間②の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間直後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は 1 か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っている上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 1 月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年2月から44年3月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

父は、私が20歳のころに私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれており、私が結婚する際に、「保険料を納めておいたから」と言って国民年金手帳を渡してくれた。また、婚姻後は、私か妻が夫婦二人分の保険料を納めており、妻と一緒に納期に遅れても必ず保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和44年4月以降当該期間を除き国民年金保険料はすべて納付済みである上、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人同様に国民年金加入当初、父親が保険料を納付していたとする申立人の兄については、23歳又は24歳時の昭和40年10月又は同年11月ごろに手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、保険料は36年10月から40年12月までは未納となっており、20歳までさかのぼって納付されていないなど、父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの期間及び39年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで
② 昭和39年7月から40年3月まで

私の母は、父の国民年金保険料を自身の分と一緒に区役所出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は12か月及び9か月と短期間である。また、申立人の妻は、自身が夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しており、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により納付日が確認できる昭和36年4月から38年3月までの期間及び41年4月から44年3月までの期間の保険料は、いずれも夫婦同一日に納付されていること（昭和40年度分の保険料は、夫婦とも第1回特例納付済み）、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の職業及び住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は見られないことなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から同年10月まで
② 平成7年4月から同年7月まで

私の国民年金保険料は、私が就職するまでの間は母が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、申立人親子の居住する区の区庁舎が建て替えのための仮庁舎であったころ、保険料をその仮庁舎で納付したと供述し、当該期間の保険料を仮庁舎で納付したと考えられる日付のメモを所有しているところ、当時は区庁舎の建て替え時期であったことが確認できるほか、納付状況の記憶が鮮明である上、国民年金に加入した直後であることを踏まえると、当該期間の保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親は当該期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧である上、当該期間直前の平成6年12月から7年3月の保険料を9年1月に納付していること及び当該期間直後の7年8月の保険料を9年9月に納付していることが確認できることから、申立人は時効直前に保険料を納付していたことが推認でき、当該期間の保険料を遅滞無く納付していたとは考え難いなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年5月、46年12月から47年3月までの期間及び56年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月
② 昭和46年12月から47年3月まで
③ 昭和56年3月
④ 昭和60年5月から同年9月まで

私は、国民年金に加入以降の国民年金保険料を納付しており、結婚後も任意加入をして保険料をずっと納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間①については、申立人が国民年金に任意で再加入した時期であり、加入当初の保険料を納付していないのは不自然である。また、申立期間②については、申立人は昭和47年1月に転居し転居先で国民年金の住所変更手続を行っており、その時点で当該期間の保険料を納付することは可能である上、当該期間前後の保険料を現年度納付していることが申立人の所持している国民年金手帳により確認できることを踏まえると、当該期間の保険料を納付していたと考える方が自然である。さらに、申立期間③については、社会保険庁の記録では、当該期間の保険料は、当該期間を含む昭和55年度分の前納保険料を申立人が納付期限を過ぎて納付したことで、割引の適用がなくなり定額保険料の納付が必要になったことにより、金額の不足する当該期間の保険料は還付されたこととなっているが、当時の還付整理簿は存在するものの申立人に係る記載が無く、申立人に保険料が還付されていたとは考え難い上、当該還付処理中に不足額の納付通

知が送付されていることを踏まえると、申立人はその通知に基づき不足額を納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間直後の昭和60年10月の保険料は時効直前の62年11月に納付されていることが確認できることから、申立人が当該期間の保険料を遅滞無く納付していたとは考え難いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年5月、46年12月から47年3月までの期間及び56年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 10 月まで

私は、昭和 61 年 11 月に会社に勤務するようになって、しばらくして、市役所から国民年金の加入勧奨が届いたが、当時は厚生年金保険の被保険者だったため、無視していたところ、再度、加入勧奨がきたので、母と相談して市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所近辺の郵便局で申立期間の保険料約 10 万円をまとめて納付した。申立期間が未加入で、保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入勧奨が二度にわたり市役所から届き、それを受けて母親と加入について相談したことを覚えているなど加入手続を行った状況の記憶が鮮明であり、加入手続を行ったとする市役所の支所及び保険料を納付したとする郵便局も当時は存在していたことが確認できるなど加入場所及び納付場所の記憶も鮮明である。また、申立期間の保険料をまとめて納付したとする金額約 10 万円は当時の保険料額とおおむね一致する上、保険料の原資は、当時勤めていた会社の昭和 62 年の夏又は冬のボーナスによって納付したと具体的に説明している。さらに、申立人が国民年金への加入について相談したとする母親は任意加入した 49 年 9 月以降の保険料を完納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月及び同年3月
② 昭和47年1月から同年3月まで

私の妻は、私がか会社を退職した昭和44年1月ごろ、夫婦二人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付している上、当該期間は3か月と短期間である。また、保険料を納付し、印紙を国民年金手帳に貼付してもらったとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致し、納付したとする市の出張所は、当時開設され、現年度保険料の収納を取り扱っている上、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年5月時点では、当該期間の保険料は過年度納付となり、印紙を貼付してもらったとする納付方法は、当時の過年度保険料の納付方法と相違し、保険料を納付したとする市の出張所は過年度保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年9月まで
② 平成4年4月から同年7月まで

私の母は、昭和63年8月に私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料については、平成4年から6年の間に区役所で未納を指摘されたので、2回に分けて半分ずつ納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間後の国民年金保険料はすべて納付済みである上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和59年4月から同年9月及び60年1月から62年3月までの自身の免除期間の保険料について、平成4年4月に追納の申出を行い、同月から免除期間の保険料を追納していることが確認でき、当該追納時点で申立人の申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人は当該期間直後の4年8月以降の保険料を現年度納付しており、当該期間の納付書も送付されていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、当該期間の保険料の納付時期及び納付金額等の記憶が不明確であること、母親が保険料を納付していたとする申立人の妹も当該期間について厚生年金保険加入期間を除き保険料が未納であることなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年9月から3年2月までの期間及び8年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月
② 平成2年9月から3年2月まで
③ 平成8年8月から同年11月まで
④ 平成11年11月から12年2月まで
⑤ 平成14年3月
⑥ 平成15年8月

私は、国民年金保険料の納付が納期限に遅れて督促状を受け取ったこともあったが、未納なく保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年4月ごろは、当該期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、当該期間は6か月と短期間である。また、申立期間③については、当該期間の前後の期間は納付済みであり、当該期間後の納付日が確認できる9年4月分から11年2月分までの保険料は、すべて納期限内に納付されている上、当該期間は4か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、④、⑤及び⑥については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である上、申立期間①は、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間①、④、

⑤及び⑥の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年9月から3年2月までの期間及び8年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から同年12月まで

私は、昭和36年9月に国民年金に任意加入をしてから60歳に達するまで漏れなく国民年金保険料を納付したはずである。また、60歳で保険料の納付が終了した後、区役所で職員から、「任意加入してからの保険料はすべて納付済みです」と言われたことも記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年9月に任意加入しており、以後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は4か月と短期間である。

また、当時、申立人が居住していた区で、被保険者の納付済期間が加入可能年数に達した場合に、その旨の通知を行っていたかどうかは必ずしも明確でなく、申立人は、そのことを教示された記憶はないとしているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 46 年 3 月まで

私は、申立期間当時大学生であったが、母は子供を平等に扱っていたので、姉と同じように私の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を付加保険料も含めてすべて納付しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親及び母親と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている父親は、国民年金制度発足当初から 60 歳到達時までの保険料を完納している。

また、申立人は、昭和 46 年 5 月に手帳記号番号が払い出され、20 歳から強制被保険者として資格を取得しているため、払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能である上、母親が加入手続及び保険料納付をしていたとする申立人の姉は、20 歳時の 38 年*月からの保険料を過年度納付及び現年度納付していることが姉の所持する領収証書及び国民年金手帳により確認できるなど、母親が申立人の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年9月まで

私は、区役所職員と思われる人と近所の人が国民年金制度の説明に来たため国民年金に加入し、その後は夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していた。申立期間について、妻の保険料が納付済みであるにもかかわらず私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年7月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である上、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人と手帳記号番号が連番で払い出され保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年9月までの申立期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成4年10月から5年1月までの申立期間に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月21日から5年2月20日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年11月21日の被保険者資格取得時において、申立人が主張する41万円と記録されていたところ、4年3月3日付けで、資格取得時にさかのぼって9万8,000円に引き下げられ、同標準報酬月額は資格喪失日まで継続していることが確認できる。

また、A社の代表者及び当時事業所に勤務していた複数の同僚についても、平成4年3月3日付けで、標準報酬月額の記録が遡及^{そきゆう}して引き下げら

れていることが確認できる。

さらに、当該訂正処理により標準報酬月額が38万円から9万8,000円に減額されている同僚から提出された平成3年分所得税の確定申告書の社会保険料控除額は、3年10月から同年12月までの期間においては、訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認できるとともに、また、当該同僚から併せて提出された4年9月から同年12月までの給与振込預金通帳の写しによると、同期間の給与振込額は、訂正前の標準報酬月額（38万円）に相当する給与額から当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除した額とほぼ近い金額であることが確認できる。

加えて、A社の複数の同僚は、「当時の会社の経営状況は悪かった。」と供述しており、厚生年金保険料の滞納があったこともうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年3月3日付けで行われた標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと考^{そきゅう}え難く、社会保険事務所が行った当該遡^{そきゅう}及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成3年11月から4年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行った以降の最初の定時決定（平成4年10月1日）において申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡^{そきゅう}及訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成4年10月から5年1月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、A社において、申立人と同様に標準報酬月額が41万円から9万8,000円に減額されている他の同僚から提出された平成5年分所得税の確定申告書及び同年分給与所得の源泉徴収票によると、同年1月から同年12月までの厚生年金保険料の控除額は、同年9月1日の随時改定後の標準報酬月額（44万円）に相当する保険料が控除されているものと認められる上、標準報酬月額が38万円から9万8,000円に減額されている同僚から提出された4年9月から同年12月までの給与振込預金通帳の写しによると、同期間の給与振込額が、訂正前の資格取得時の標準報酬月額（38万円）に相当する給与から当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除した額とほぼ近い金額であることが確認できる。

当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除さ

れていたことを確認できる資料は無いが、上記の同僚における厚生年金保険料の控除の状況から、申立人の当該期間の厚生年金保険料は、訂正前の資格取得時の標準報酬月額（41万円）に相当する厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

一方、申立人の報酬月額については、平成5年2月20日のA社離職時の雇用保険賃金日額から判断すると、少なくとも離職前6か月は、平均して標準報酬月額で41万円に相当する給与が支給されていたと推認できる。

以上のことから、申立人の当該期間における標準報酬月額については、当初資格取得時に届出された41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該厚生年金保険料額を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月21日、資格喪失日が52年4月25日とされ、当該期間のうち、50年3月21日から同年4月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C支店における資格取得日を同年3月21日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月21日から同年4月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年3月21日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得

日を昭和 50 年 4 月 25 日から同年 3 月 21 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 10 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和53年11月25日、資格喪失日が58年7月25日とされ、当該期間のうち、53年11月25日から同年12月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年11月25日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月25日から同年12月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年11月25日にA社D支店から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年12月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和53年12月25日から同年11月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月10日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年10月25日、資格喪失日が50年9月1日とされ、当該期間のうち、47年10月25日から同年12月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を同年10月25日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月25日から同年12月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年10月25日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年12月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得

日を昭和 47 年 12 月 25 日から同年 10 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 10 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 10 月から同年 11 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月25日、資格喪失日が53年8月25日とされ、当該期間のうち、50年3月25日から同年4月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を同年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月25日から同年4月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年3月25日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得

日を昭和 50 年 4 月 25 日から同年 3 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 10 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月25日、資格喪失日が51年11月25日とされ、当該期間のうち、50年3月25日から同年4月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を同年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月25日から同年4月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年3月25日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得

日を昭和 50 年 4 月 25 日から同年 3 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 10 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和53年3月25日、資格喪失日が54年5月1日とされ、当該期間のうち、54年4月25日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月25日から同年5月1日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年5月1日にA社C事業所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年10月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪

失日を昭和 54 年 4 月 25 日から同年 5 月 1 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 10 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和51年3月25日、資格喪失日が53年3月25日とされ、当該期間のうち、51年3月25日から同年4月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C事業所における資格取得日を同年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月25日から同年4月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和51年3月25日にA社D支店から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年4月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取

得日を昭和 51 年 4 月 25 日から同年 3 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 10 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年5月7日、資格喪失日が47年5月25日とされ、当該期間のうち、46年9月25日から47年5月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を47年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月25日から47年5月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年5月25日にA社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和46年9月25日から47年5月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月3日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月から47年4月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月25日、資格喪失日が54年6月25日とされ、当該期間のうち、50年3月25日から同年4月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を同年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月25日から同年4月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年3月25日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得

日を昭和 50 年 4 月 25 日から同年 3 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 3 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年7月25日、資格喪失日が51年4月25日とされ、当該期間のうち、47年7月25日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を同年7月25日とし、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月25日から同年8月1日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年7月25日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年8月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得

日を昭和 47 年 8 月 1 日から同年 7 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 3 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月25日、資格喪失日が53年3月25日とされ、当該期間のうち、50年3月25日から同年4月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を同年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月25日から同年4月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年3月25日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得

日を昭和 50 年 4 月 25 日から同年 3 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 3 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和53年5月25日、資格喪失日が55年12月25日とされ、当該期間のうち、53年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月25日から同年6月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年5月25日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年6月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得

日を昭和 53 年 6 月 25 日から同年 5 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 3 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年4月30日、資格喪失日が56年9月25日とされ、当該期間のうち、55年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年4月30日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月30日から同年5月1日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年4月30日に子会社のD社（現在は、B社）からA社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年5月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取

得日を昭和 55 年 5 月 1 日から同年 4 月 30 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 3 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年5月25日、資格喪失日が56年10月25日とされ、当該期間のうち、55年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月25日から同年6月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年5月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年6月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取

得日を昭和 55 年 6 月 25 日から同年 5 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 3 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和62年11月25日、資格喪失日が平成元年7月25日とされ、当該期間のうち、昭和62年11月25日から同年12月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を同年11月25日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月25日から同年12月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和62年11月25日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年12月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得日を昭和62年12月25日から同年11月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月3日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年4月25日、資格喪失日が51年10月25日とされ、当該期間のうち、49年4月25日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を同年4月25日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月25日から同年5月1日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和49年4月25日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年5月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得

日を昭和 49 年 5 月 1 日から同年 4 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 10 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年10月19日、資格喪失日が57年3月25日とされ、当該期間のうち、57年2月25日から同年3月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月25日から同年3月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和57年3月25日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年3月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和57年2月25日から同年3月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年3月24日、資格喪失日が56年8月25日とされ、当該期間のうち、56年3月24日から同年4月1日までの申立期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を同年3月24日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月24日から同年4月1日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入期間が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、A社C支店に昭和56年3月24日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年4月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得日を昭和56年4月1日から同年3月24日に訂正する旨を、当該保険料を

徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 4 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 56 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年3月26日、資格喪失日が54年9月25日とされ、当該期間のうち、54年8月25日から同年9月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格喪失日を同年9月25日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月25日から同年9月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年9月25日にA社C支店から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年9月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格喪失

日を昭和 54 年 8 月 25 日から同年 9 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 4 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年3月1日、資格喪失日が63年12月25日とされ、当該期間のうち、63年11月25日から同年12月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格喪失日を同年12月25日とし、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月25日から同年12月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和63年12月25日にA社C支店から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年12月の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格喪失

日を昭和 63 年 11 月 25 日から同年 12 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 4 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年7月25日、資格喪失日が55年6月25日とされ、当該期間のうち、55年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格喪失日を同年6月25日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月25日から同年6月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年6月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年7月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格喪失日

を昭和 55 年 5 月 25 日から同年 6 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 4 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年6月25日、資格喪失日が57年7月25日とされ、当該期間のうち、57年6月25日から同年7月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格喪失日を同年7月25日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月25日から同年7月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和57年7月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年7月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格喪失日

を昭和 57 年 6 月 25 日から同年 7 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 4 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事務所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年12月25日、資格喪失日が48年4月25日とされ、当該期間のうち、47年12月25日から48年1月8日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事務所における資格取得日を47年12月25日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月25日から48年1月8日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年12月25日にA社本社から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事務所に係る資格取

得日を昭和 48 年 1 月 8 日から 47 年 12 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 4 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年9月25日、資格喪失日が48年7月25日とされ、当該期間のうち、46年9月25日から47年5月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格取得日を46年9月25日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月25日から47年5月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年9月25日にA社C事務所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格取得日

を昭和 47 年 5 月 25 日から 46 年 9 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 4 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 9 月から 47 年 4 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年5月25日、資格喪失日が平成元年7月25日とされ、当該期間のうち、昭和56年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月25日から同年6月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和56年5月25日にA社D支店から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年6月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和56年6月25日から同年5月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和45年4月1日、資格喪失日が51年11月25日とされ、当該期間のうち、51年10月25日から同年11月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年11月25日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月25日から同年11月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和51年11月25日にA社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年8月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和51年10月25日から同年11月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年5月25日、資格喪失日が60年1月25日とされ、当該期間のうち、55年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店における資格取得日を同年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月25日から同年6月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年5月25日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年6月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C支店に係る資格取得

日を昭和 55 年 6 月 25 日から同年 5 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 4 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人のA社（現在は、B社）C事務所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和48年5月25日、資格喪失日が49年1月25日とされ、当該期間のうち、48年5月25日から同年7月5日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事務所における資格取得日を48年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人のA社（現在は、B社）D事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年5月25日、資格喪失日が53年3月25日とされ、当該期間のうち、50年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社D事業所における資格取得日を50年5月25日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月25日から同年7月5日まで

② 昭和 50 年 5 月 25 日から同年 6 月 25 日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 48 年 5 月 25 日にA社D事業所から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 48 年 7 月の社会保険事務所の記録から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事務所に係る資格取得日を昭和 48 年 7 月 5 日から同年 5 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 4 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 5 月及び同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 50 年 5 月 25 日にA社本社から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 6 月の社会保険事務所の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社D事業所に係る資格取得日を昭和 50 年 6 月 25 日から同年 5 月 25 日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 4 日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成10年3月31日まで勤務し、このことは、雇用保険受給資格者証で確認できるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険受給資格者証及び事業所の回答から判断すると、申立人は、A社に平成10年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年2月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成10年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として

届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年8月から16年3月までの期間及び16年9月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録については、平成9年8月から11年10月までの期間は41万円、11年11月から12年1月までの期間は44万円、12年2月及び同年3月は47万円、同年4月から同年6月までの期間は44万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月は44万円、同年10月は41万円、同年11月は44万円、同年12月から13年11月までの期間は41万円、同年12月から16年3月までの期間は44万円、同年9月から17年5月までの期間は44万円、同年6月から同年8月までの期間は47万円、同年9月から19年8月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準賞与額については、平成16年7月22日は62万円、同年12月20日は62万円、17年12月9日は38万円、18年6月30日及び同年12月15日は10万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から19年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額が実際に控除されていた額に見合う標準報酬月額等と相違していることが判明した。申立期間の保険料控除額が確認できる給与明細書等を提出す

るので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有していた平成9年11月から19年10月の給与明細書等（一部なし）及び預金通帳の振込額から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書等において確認できる保険料控除額及び支給額の報酬月額（給与明細書の無い月は、預金通帳の振込額から推認）から、申立期間のうち、平成9年8月から11年10月までの期間は41万円、11年11月から12年1月までの期間は44万円、12年2月及び同年3月は47万円、12年4月から同年6月までの期間は44万円、12年7月及び同年8月は41万円、12年9月は44万円、12年10月は41万円、12年11月は44万円、12年12月から13年11月までの期間は41万円、13年12月から16年3月までの期間は44万円、16年9月から17年5月までの期間は44万円、17年6月から同年8月までの期間は47万円、17年9月から19年8月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

また、標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額（賞与明細書の無い月は、預金通帳の振込額から推認）から平成16年7月22日は62万円、同年12月20日は62万円、17年12月9日は38万円、18年6月30日及び同年12月15日は10万7,000円に訂正することが必要である。

また、申立人に係る給与及び賞与の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成9年8月から19年8月までの申立人の標準報酬月額及び標準賞与額に係る届出誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する9年8月から19年8月までの期間のうち、9年8月から16年3月までの期間及び16年9月から19年8月までの期間に係る標準報酬月額に基づく保険料、及び平成16年7月22日、同年12月20日、17年12月9日、18年6月30日及び同年12月15日に係る標

準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、上記給与明細書等から申立期間のうち、平成16年4月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険料の控除額が認められるが、報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致している。また、平成15年7月1日及び同年12月10日の標準賞与額については、社会保険庁の記録が、給与明細書において確認できる又は預金通帳の振込額より推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高いことが確認でき、平成17年7月の標準賞与額については、預金通帳に給与の振込が見当たらない。これらのことから、当該期間の記録については、訂正の必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月28日から同年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。平成18年8月1日に関連会社であるB社に移籍したが、仕事は両社を通して1日も間が空くことなく行っていたのは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提供のあった平成18年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同社の給与振込明細書、申立人から提出された同社からの給与振込が確認できる預金通帳の明細及び同社の事業主の供述から、申立人は、同社に平成18年7月31日まで継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿及び平成18年6月の社会保険事務所の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って平成18年7月28日として届け出たことを認めていることから、その結果、社会保

険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年7月は38万円、同年8月から4年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年1月16日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことがなかった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るA社の厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成3年7月は38万円、同年8月から4年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年2月28日）の後の同年3月8日付けで、申立人を含む34名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年7月から4年12月までの期間は8万円へと訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は平成4年5月28日に取締役就任し、5年1月12日に辞任していることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、当該訂正処理が行われた平成5年3月8日には申立人はA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、同社の経理担当役員は、「申立人は、申立期間当時、営業担当取締役であり、厚生年金保険関係事務に係る職務への関与は

なかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年7月は38万円、同年8月から4年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年7月は34万円、同年8月から4年9月までの期間は44万円、同年10月から同年12月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年1月31日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年7月は34万円、同年8月から4年9月までの期間は44万円、同年10月から同年12月までの期間は38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年2月28日）の後の同年3月8日付けで、申立人を含む34名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年7月から4年12月までの期間は8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年7月は34万円、同年8月から4年9月までの期間は44万円、同年10月から同年

12月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年7月は44万円、同年8月から4年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年1月16日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことがなかった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年7月は44万円、同年8月から4年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年2月28日）の後の同年3月8日付けで、申立人を含む34名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年7月から4年12月までの期間は8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年7月は44万円、同年8月から4年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成7年4月から同年9月までの期間は50万円、同年10月から8年6月までの期間は32万円にすることが必要である。

また、上記申立期間のうち、平成7年10月から8年6月までの期間の標準報酬月額については、申立人がその主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成7年10月から8年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年7月30日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年4月から9月までの期間は50万円、同年10月から8年6月までの期間は32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなく

なった平成8年7月30日の後の同年8月27日に、申立人を含む3名の標準報酬月額がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間について9万2,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できる。しかしながら、申立人は企画営業の業務を担当していたと供述しており、当時の代表取締役等の連絡先が不明であるため確認できないものの、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年4月から9月までの期間は50万円、同年10月から8年6月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち、平成7年10月から8年6月までの期間については、申立人が保有している給与明細書から、申立人は当該期間においてその主張する標準報酬月額（50万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所及び代表者に連絡が取れず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和53年3月31日）及び資格取得日（昭和54年7月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月31日から54年7月10日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には申立期間を含め勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和52年10月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、53年3月31日に同資格を喪失後、54年7月10日に同社において再度資格を取得しており、申立期間である53年3月31日から54年7月10日までの厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

しかし、A社の事業主は、昭和52年の入社から54年10月までの間、申立人は同社に勤務していたと回答している。また、申立人から提出のあった当時の社員旅行の写真から、昭和53年5月13日の日付が確認でき、同年3月31日以降も継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、雇用保険被保険者照会回答から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

加えて、事業主及び同僚二人は、申立人は正社員で、現場監督の職種であったと回答している。

一方、社会保険庁の職歴審査照会回答票によると、A社において、被保険者資格の取得及び喪失の記録が複数回確認できる従業員は35人に及び、そのうち住所の確認できる14人に被保険者資格の取得及び喪失が複数回ある理由を照会したところ、4人は季節労働者であることが確認でき、申立人と同じ職種の現場監督6人のうち、1人は回答が無かったが5人については被保険者資格の喪失及び再取得の理由が転職又は休職であり、不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年2月の社会保険事務所記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年3月から54年6月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和56年8月1日）及び資格取得日（昭和58年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月1日から58年2月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無いとの回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同じ営業部における複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に厚生年金保険に継続して加入していることが社会保険事務所の記録により確認できる上記同僚は、申立人が申立期間及びその前後の期間においてA社に営業部長として勤務し、業務内容及び勤務形態に変更は無いとし、上司である申立人のみが厚生年金保険料を控除されず、厚生年金保険に加入していなかったことは考え難いと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社における申立人の昭和56年7月の記録から、30万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が無く、A社が被保険者資格の取得及び喪失並びに保険料納付を行ったかは不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所が当該届出を記録することは考え難いことから、事業主が当該社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年8月から58年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和29年7月25日）及び資格取得日（昭和31年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を29年7月から30年9月までは1万6,000円に、同年10月から同年12月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月25日から31年1月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、同僚は、申立人が申立期間及びその前後の期間に申立人の勤務形態及び業務内容に変更は無かったと供述しており、当該同僚を含む同僚二人については、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険に継続して加入していることが社会保険事務所の記録により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社にお

ける申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から、昭和29年7月から30年9月までは1万6,000円、同年10月から同年12月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年7月から30年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月1日から45年1月31日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を44年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44年5月から同年10月までの期間については6万円、同年11月及び同年12月については10万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月21日から46年3月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(45年4月21日)及び資格取得日(46年3月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から45年1月31日まで
② 昭和45年4月21日から46年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同病院には昭和37年から52年まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和44年5月1日から45年1月31日までの期間については、複数の従業員の供述により、申立人が、A事業所に勤務して

いたことが認められる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿からA事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年5月1日に被保険者資格を取得していることが判明した複数の従業員に照会したところ、当時、事業主から社会保険に加入する旨の説明があり、国民年金から厚生年金保険に切り替えたとの供述を得た。

さらに、申立期間当時に申立人と同様の業務に就いていた同僚は、いずれも昭和44年5月1日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、昭和44年5月1日以前から、申立人と共にA事業所に勤務していたとする従業員についても、いずれも同日から厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人だけが同日に被保険者の資格を取得しない特段の理由も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和44年5月1日から45年1月31日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和45年1月の標準報酬月額の記録及び同様の業務に就いていた同僚の記録から判断すると、昭和44年5月から同年10月までの期間は6万円、同年11月及び同年12月は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年5月から同年12月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、申立人は社会保険事務所の記録では、A事業所において昭和45年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、46年3月1日に同院において再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、事業主及び複数の従業員の供述により、申立人が申立期間も継

続してA病院に勤務していたことが認められる。

また、事業主に照会したところ、申立人は申立期間において勤務形態等の変更も無く、常勤の正社員であった旨の供述を得た。

さらに、申立期間当時に申立人と同様の業務に就いていた同僚については、昭和44年5月1日から申立期間も継続して厚生年金保険に加入していることが社会保険事務所の記録で確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から46年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち、昭和37年11月から44年4月30日までの期間については、複数の従業員の供述により、申立人がA病院に37年から勤務していたことを推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年5月1日であることが確認できる。

また、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について、当時の事業主に照会したところ、「A病院は、当初厚生年金保険に加入していなかったが、社会保険に精通した従業員を雇い、加入手続を行った。」との供述を得た。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、昭和37年11月から44年4月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日、資格喪失日に係る記録を昭和20年8月28日とし、申立期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月28日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B事業所（以下「B事業所」という。）に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には昭和19年10月1日から終戦後の機密文書・試作機の処分その他の片付けが終了した20年8月28日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚から提出のあったB事業所の正員住所録、昭和19年入社同期生寮生名簿及び申立期間当時の同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上記正員住所録に記載されている申立人と同職種である技手9人は、いずれもB事業所が適用事業所でなくなった昭和20年8月28日まで厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶していた同僚及び当該同僚が記憶していた従業員は、いずれも厚生年金保険制度が開始した昭和19年10月1日から厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

加えて、当時B事業所が作成した労働者年金保険に係る冊子には、従業員の労務管理に関する記載があり、いわゆる社会保険制度への加入を促進させていた旨が見受けられることから、同社は厚生年金保険制度に積極的であったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の経歴を持つ同僚等の記録から判断して、70円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所が既に解散しているため確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成元年7月から8年2月までの期間に係る標準報酬月額については、元年7月から7年9月までの期間を38万円に、同年10月から8年2月までの期間を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成元年7月から8年2月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年3月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月5日から8年8月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の給与より著しく低い額となっており、また、資格喪失日も実際に勤務していた期間と違っていた。標準報酬月額、資格喪失日を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成元年7月から8年2月までの期間に係る標準報酬月額については、社会保険庁の記録では、元年7月から7年9月までの期間は19万円、同年10月から8年2月までの期間は17万円と記録されている。

一方、申立人の保管する預金通帳により、平成元年7月から8年10月までの期間（一部の期間を除く。）に、月30万円から50万円以上の給与がA社から申立人に振り込まれていることが確認できる。

また、申立人は、給料支払明細書等を保管していないため、申立人の保険料控除額は確認できないが、申立期間前後にA社において被保険者記録のある申立人と同職種の同僚は、社会保険庁の記録において、平成8年3月31日に被保険者資格を喪失し、同年2月の標準報酬月額が22万円と記録されているところ、同人から提出された同年5月の給料支払明細書では、報酬額に相当する標準報酬月額である44万円に基づいた厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。このことから、事業主は、本来届け出るべき標準報酬月額の半額の標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ていたと考えられる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額についても、上記同僚と同様の届出が行われていたものと推認でき、社会保険庁に記録されている標準報酬月額の二倍の額とすることが妥当である。したがって、申立人の平成元年7月から8年2月までの期間に係る標準報酬月額については、元年7月から7年9月までの期間を38万円に、同年10月から8年2月までの期間を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成元年7月から8年2月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が既に死亡しており、これを確認できないが、保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成8年3月31日から同年6月1日までの期間については、雇用保険の記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社において経理を担当していた従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の手続を行う前の平成8年5月までは、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたと供述しており、上記1に記載したとおり、同僚の同年5月の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成8年3月から同年5月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記1で認定した平成8年2月の標準報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社は申立期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、同僚の供述から一人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が平成8年3月から5月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が既に死亡しており、これを確認できないが、事業主は適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所でなくなった旨を届け出たと認められることから、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成8年6月1日から同年8月21日までの期間については、雇用保険の記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社において経理を担当していた従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の手続を行った平成8年6月以降は、同社の従業員の給与から保険料を控除していなかったと供述している。

また、申立人は、給与の遅配があったと供述しており、申立人の保管する預金通帳をみると、従前どおりの給与振込がなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成8年6月1日から同年8月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和34年1月1日）及び資格取得日（34年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、申立期間も勤務していたし、同僚の年金記録は継続しているのに、自分の記録が勤務期間中の途中が未加入となっているのは、納得できない。申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、これら複数の従業員の供述から、申立人のA社における資格喪失日は、申立人がB地域で営業活動していた期間中であったことが確認できるところ、申立期間の前後にB地域で営業活動をしていた他の3名の従業員の被保険者記録には資格の喪失及び再取得の記録は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年12月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年1月から同年8月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店の資格取得日に係る記録を昭和35年5月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月7日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された職歴証明書及び辞令書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年5月7日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年6月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月10日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月26日から同年8月1日まで
② 昭和43年8月10日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、B社に勤務していた期間のうち、昭和43年7月26日から同年8月1日までの期間及びA社に勤務していた期間のうち、43年8月10日から同年9月1日までの期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、申立人はA社に昭和43年8月10日から継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の報酬額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、退職日は不明であるが、申立人から提出された給与明細書から、昭和43年7月の厚生年金保険料が控除されていたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、B社は、昭和53年2月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後解散しており、代表者等の連絡先も分からないため、申立人の同社における勤務状況や保険料控除の状況を確認できない。

また、申立期間①当時、B社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の同社における勤務状況等を確認したが、回答のあった従業員から申立人の勤務状況や給与の締め日等の支給状況の実態を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、上記従業員への照会に対する回答において、3名から給与支払日は月末であったとしていることから、B社における給与の締め日は月末前の日付であったことがうかがえる。また、申立人は、昭和42年4月1日に厚生年金保険に加入しているところ、申立人から提出のあった同年4月の給与明細書において、途中入社である旨の記載があり、同月の皆勤手当が日割りで21日間分支給されていることが確認できることから、B社の給与の締め日は25日であることが推認される。したがって、申立人の退職月である昭和43年7月の給与明細書では、皆勤手当が全額支払われ、残業手当が精算され支給されていることから、申立人は、給与の締め日である当月25日をもって退職したものと認められる。

加えて、社会保険事務所のB社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和43年7月に資格を喪失している者が2名確認できるが、1名は同月27日、1名は同月30日に喪失している。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は昭和43年7月26日であり、申立人の主張する同年7月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間①において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）の資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から同年7月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給料明細書及び事業主の回答により、申立人はA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したものであるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理

では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から5年1月21日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月31日）の後の平成5年6月21日付けで、申立人を含む4名の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所においてこのようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録により、申立人はA社に平成5年1月20日まで勤務した後、同年2月12日から同年8月31日まで別会社において勤務していることが確認できる。また、同社の複数の従業員は、「社会保険事務を担当していたのは、代表取締役の子である。」と供述し、そのうち1名は、「申立人は営業及び営業の統括の業務を行って

おり、社会保険及び経理に係る職務への関与は無かった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成16年3月31日まで勤務し、このことは、在職証明書で確認できるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、給与明細書及び事業主から提出された在職証明書から、申立人は、A社に平成16年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成16年2月の社会保険庁のオンライン記録及び給与明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日について平成16年4月1日として届け出るべきところを誤って同年3月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の

告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月27日から19年3月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成19年2月28日まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B国民健康保険組合の回答及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成19年2月28日までA社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は平成18年8月27日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月から19年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申

立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年12月30日から29年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を29年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和26年8月1日から27年6月1日まで
②昭和28年12月30日から33年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された給料明細表から、申立人が、申立期間②において、A社に継続して勤務していたことは認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和28年12月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、33年8月1日に再度適用事業所となっており、申立期間②においては、厚生年金保険の適用事業所として記録されていないことが確認できる。しかし、同社の従業員数に関する申立人の供述内容及び申立期間②前後の同社における被保険者数から、同社は、申立期間②においても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

そして、申立期間②のうち、昭和 28 年 12 月 30 日から 29 年 1 月 1 日までの期間については、A 社における源泉控除は翌月控除方式が採用されていたと考えられることを踏まえ、29 年 1 月分の給料明細表から判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 29 年 1 月分の給料明細表の記載から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間②のうち、昭和 28 年 12 月 30 日から 29 年 1 月 1 日までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、昭和 29 年 1 月 1 日から 33 年 8 月 1 日までの期間については、29 年 2 月分、同年 3 月分、30 年 2 月分、同年 3 月分、同年 5 月分、31 年 8 月分及び 32 年 5 月分の給料明細表並びに 29 年 4 月分、同年 5 月分、同年 9 月分及び同年 11 月分と推認される分の給料明細表には、厚生年金保険料の控除の記載は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①については、申立人から提出された給料明細表から、申立人が、少なくとも昭和 27 年 1 月ごろから、A 社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A 社は、昭和 27 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細表のうちの昭和 27 年 5 月及び同年 6 月の分には、厚生年金保険料の控除の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月4日から50年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を49年1月4日、資格喪失日に係る記録を50年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、49年1月から同年9月までの期間は6万円、同年10月から50年3月までの期間は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から50年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が記憶していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が記憶していた当時のA社の上司は、「当時、A社では、正社員として採用したすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたはずであり、正社員であった申立人を厚生年金保険に加入させない理由は見当たらない。」旨供述している。

さらに、公共職業安定所の記録では、申立人のA社における雇用保険の被保険者資格取得日が昭和49年1月4日であることが確認できるところ、上記申立人の上司は、「申立期間当時、A社では、採用した従業員について、

雇用保険と厚生年金保険に一体として同時に加入させていたはずであり、申立人も同様の扱いであったと記憶している。また、申立人について、昭和48年10月の同社入社から49年1月の雇用保険加入までの約3か月間は試用期間であり、当該期間は厚生年金保険にも加入していなかったため、厚生年金保険料の給与からの控除も無かったはずである。なお、自分も同様に試用期間があったことを記憶している。」旨供述している。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員について、当該加入状況を見ると、いずれも、これらの従業員が入社したと供述している時期から数か月以内に厚生年金保険の被保険者資格を取得している状況がうかがわれる。

これらのことから、申立人は、A社に入社してから約3か月の試用期間を経て、雇用保険の被保険者資格を取得した昭和49年1月4日から厚生年金保険にも同時に加入したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月4日から50年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の同僚及び従業員の記録から判断すると、49年1月から同年9月までの期間は6万円、同年10月から50年3月までの期間は7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の同社の代表者及び社会保険事務担当者はいずれも死亡又は連絡が取れないため、保険料を納付したか否かについて確認することはできない。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年1月から50年3月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和48年10月1日から49年1月4日までの期間については、申立人は、上記複数の同僚の供述から判断すると、A社に勤務し

ていたことは認められるものの、上記のとおり、申立人は、雇用保険の被保険者資格を取得した49年1月4日に厚生年金保険にも同時に加入したものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和48年10月1日から49年1月4日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和48年10月1日から49年1月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 1 月 1 日までの期間及び同年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 57 年 5 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 58 年 1 月 1 日及び同年 6 月 1 日に訂正し、これらの期間の標準報酬月額を、57 年 5 月から同年 7 月までの期間は 24 万円、同年 8 月から同年 12 月までの期間は 26 万円、58 年 5 月は 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係るこれらの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和 57 年 5 月から同年 12 月までの期間については履行していないと認められ、58 年 5 月については明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 53 年 4 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
②昭和 57 年 4 月 21 日から 58 年 4 月 1 日まで
③昭和 58 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、B 社に勤務した申立期間①の被保険者期間が 8 か月である旨の回答並びに A 社に勤務した期間のうち、申立期間②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。社会保険料の給与からの控除事実を確認できる当時の確定申告書等を提出するので、申立期間①について、正しい被保険者期間を調査するとともに、申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、雇用保険の加入記録並びに申立人が記

憶していた同僚及び当時の複数の従業員の供述から判断すると、申立人がこれらの期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 1 月 1 日までの期間及び申立期間③については、申立人から提出のあった、これらの期間に係る所得税の確定申告書の控え並びに「昭和 57 年分の所得税の確定申告書」上の社会保険料控除額が保険種別及び月別に記録されている資料（メモ）から判断すると、申立人は、これらの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、上記の申告書及び資料（メモ）における保険料控除額から判断すると、57 年 5 月から同年 7 月までの期間は 24 万円、同年 8 月から同年 12 月までの期間は 26 万円とし、申立期間③の標準報酬月額については、58 年 4 月の社会保険事務所の記録及び上記の申告書から判断すると、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち、昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 1 月 1 日までの期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人については、厚生年金保険の記録における資格取得日及び雇用保険の記録における資格取得日がいずれも 58 年 4 月 1 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対して、同日を申立人の厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 57 年 5 月から同年 12 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②のうち、昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 1 月 1 日までの期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②のうち、昭和 57 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間

及び58年1月1日から同年4月1日までの期間については、申立人から提出のあったこれらの期間に係る所得税の確定申告書の控えからは、申立人のこれらの期間に係る厚生年金保険料を含む社会保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の同社の事業主は、申立期間②及び③当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人のこれらの期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

このほか、申立人の申立期間②のうち、昭和57年4月21日から同年5月1日までの期間及び58年1月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②のうち、昭和57年4月21日から同年5月1日までの期間及び58年1月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間①については、申立人から提出のあった当該期間に係る所得税の確定申告書の控え及び当該申告書上の社会保険料控除額等が月別に記録されている資料（メモ）から判断すると、申立人が、昭和53年4月から同年12月までの期間に係る9か月分の厚生年金保険料を含む社会保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、公共職業安定所の記録では、申立人のB社における雇用保険の被保険者資格取得日が昭和52年12月26日、離職日が53年12月26日であることが確認できるところ、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となった53年4月1日に、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、また、申立人は、自身が同社を退職した時期について、「B社における給与支給日が毎月25日であったと記憶していることから、遅くとも、雇用保険の記録上の同社における離職日である53年12月26日までに自分が同社を退職したことは間違いない。」旨供述している。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくな

った日の翌日とされている。したがって、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、社会保険事務所の記録では昭和 53 年 12 月 21 日であることが確認できるところ、仮に、上記雇用保険の記録上の同社における離職日から判断できる同年 12 月 27 日であるとしても、いずれの場合も申立人に係る厚生年金保険の被保険者期間は同年 4 月から同年 11 月までの 8 か月となる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年3月31日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年2月から5年2月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月31日以降の同年11月10日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当該期間について8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、代表取締役であったことが認められるが、同謄本によりもう一人の代表取締役が在籍していたことが確認できる。

さらに、上記もう一人の代表取締役であった申立人の同僚及び複数の従業員が、「申立人は営業を担当しており、社会保険事務にはかかわっていなかった。また、申立人は平成5年3月ごろにはA社を退職したと記憶して

いる。」旨供述している。

加えて、上記同僚は、「当時、A社において社会保険関係の事務手続は自分が担当しており、申立人の標準報酬月額が減額に係る届出も自分が行った。」旨供述している。

これらのこと等から、申立人は、標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年9月1日から4年1月31日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成4年1月31日から同年7月1日までの期間に係るA社における資格喪失日は、同年4月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年1月から同年3月までの期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

さらに、申立人の申立期間のうち、平成4年7月1日から5年2月26日までの期間に係るA社における資格喪失日は、同年2月26日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成4年7月1日から5年2月26日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月1日から4年1月31日まで
② 平成4年1月31日から同年7月1日まで
③ 平成4年7月1日から5年2月26日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。また、申立期間②の加入記

録が無いことが判明した。さらに、申立期間③のうち、前半の約4か月間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違しており、また、後半の約4か月間の加入記録が無いことが判明した。申立期間①、②及び③について、標準報酬月額が相違している期間の記録を正しいものに訂正するとともに、加入記録が無い期間は厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 当時のA社の従業員の供述、雇用保険の加入記録、同社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書等、申立人によるA社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が申立期間①、②及び③当時、同社に勤務していたことは推認することができる。

また、申立人は、上記証明書により、取締役であったことが確認できるが、当時、役員秘書としてA社に勤務していたと供述している従業員が、「申立人は営業を担当しており、当時は海外で勤務していた。したがって、社会保険事務にはかかわっていなかったと記憶している。」旨供述しており、これは申立人の供述内容とも一致していること等から、申立人は、申立てに係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日の訂正処理、標準報酬月額の減額処理等に関与していないと認められる。

- 2 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年9月から同年12月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった4年1月31日以降の同年7月20日に、当該期間について11万円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

- 3 申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員が11人おり、このうち申立人を含む8人について、同日以降の同年4月13日に、同社における被保険者資格を同年1月31日に喪失した旨の処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

また、上記11人のうち、上記申立人を含む8人を除く残りの3人について、うち一人は平成4年2月18日に、二人は同年3月24日に、それぞれ厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録が有るにもかかわらず、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月31日以降の同年4月16日に、これらの記録が取り消され、いずれも、被保険者資格喪失日が同年1月31日へとさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月31日以降においても、上記のとおり、申立人が同社に継続して勤務していることが認められる。また、同社は法人事業所であり、同年2月以降において、新たに被保険者資格を取得している者が確認できることから、同社は厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらのこと等から、社会保険事務所において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる処理等をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年1月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、上記社会保険事務所の処理日である同年4月16日であると認められる。

また、申立期間②のうち、平成4年1月から同年3月までの期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た申立期間①に係る標準報酬月額の記録から、53万円とすることが妥当である。

4 申立期間②のうち、平成4年4月16日から同年7月1日までの期間については、上記のとおり、社会保険庁のオンライン記録等から判断すると、A社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなっているものと認められる。

また、上記履歴事項全部証明書等により、当時、役員であったことが確認できる申立人の同僚は、いずれも、当時の状況等を記憶していないか、又は連絡が取れないため供述が得られず、申立人の申立期間②のうち、平成4年4月16日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②のうち、平成4年4月16日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②のうち、平成4年4月16日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録では、A社が、平成4年7月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、また、申立人は、同日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人について、当初、5年2月26日に被保険者資格を喪失した旨の記録があるにもかかわらず、同社が再び厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年12月26日以降の5年12月7日に、申立人を含む3人の被保険者記録が取り消され、申立人の場合、被保険者資格喪失日が4年10月26日へとさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から5年1月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が再び厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった4年12月26日以降の5年12月7日に、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、上記のとおり被保険者資格喪失日が5年2月26日から4年10月26日へと訂正されるとともに、4年7月から同年9月までの期間について8万円へと訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社が再び厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年12月26日以降においても、上記のとおり、申立人が同社に継続して勤務していることが認められる。また、同社は法人事業所であり、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらのこと等から、社会保険事務所において、厚生年金保険の被保険者資格の喪失及び標準報酬月額の記録をさかのぼって訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、資格喪失及び標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年2月26日であると認められ、また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年9月21日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から同年8月までの期間は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった9年1月31日以降の同年2月13日に、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当該期間について20万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から同年10月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年4月から同年9月までの期間は59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった11年6月8日以降の同年6月9日に、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当該期間について19万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立人は、平成10年8月31日に代表取締役を辞任しており、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時は役員でなかったことが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において平成10年10月9日にA社における申立人の後任として事業主変更の処理が行われていることが確

認できる申立人の同僚は、「自分は、申立人の後任としてA社の代表取締役
に就任し、申立人は、代表取締役辞任後は営業に従事していた。」旨供述し
ている。

これらのこと等から、申立人は、上記標準報酬月額が減額処理に関与し
ていないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正が
あったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主
が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年10月31日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年1月から同年9月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月31日以降の同年12月27日に、申立人を含む8人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当該期間について15万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和50年11月18日から同年12月1日までの期間及び52年3月11日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を50年11月18日に、資格喪失日に係る記録を52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、50年11月は15万円、52年3月は17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月18日から同年12月1日まで
② 昭和52年3月11日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの期間に事業所間の異動はあったが、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元代表者、社会保険事務担当者及び申立人が記憶していた同僚の供述等から判断すると、また、申立期間②については、これらに加え申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、申立人は同社及び各関連会社に継続して勤務し（昭和50年11月18日に関連会社であるB社からA社に、52年4月1日に同社から関連会社であるC社に、それぞれ異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 50 年 12 月の社会保険事務所の記録から 15 万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び 52 年 2 月の社会保険事務所の記録から 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録では、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、同社の元代表者は、当時の資料が残っていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年5月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。同社では技術担当の取締役として勤務し、社会保険関係の業務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年11月から5年4月までの期間については53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年5月31日）の後の平成5年6月28日付けで、申立人を含む3名の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間について9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社における他の取締役の1名は、「申立人は同社において技術統括の職務で勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理

をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA公団における資格喪失日は昭和25年10月1日であると認められることから、申立人に係る被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年1月1日から同年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A公団に勤務していた昭和24年12月21日から25年9月30日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間についても同公団に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年1月1日から同年9月30日までA公団において、厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、同公団における厚生年金保険の被保険者資格を昭和25年1月1日に喪失したものとされている。

しかしながら、申立人から提出された、父の葬儀において申立人が勤務していたA公団の配給所及び支所からの香典が記載されている香典帳及び同公団の同僚とともに申立人が写っているB海岸で撮影されたと認められる写真（写真の裏側に昭和25年8月23日と記録している。）から、申立人が同日まで当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

また、申立人は、A公団を昭和25年9月30日に退職し、その後26年2月に他の事業所に就職するまでの間、25年10月1日から専門学校の夜間部

のコースに入学した旨供述している。このことについて、当該専門学校の回答では、申立期間当時、同校には夜間部の10月入学の6か月コースがあったとしている。申立人の事実経過の説明は、具体性があり、かつ、学校が回答している内容とも符合し、信憑性^{びよう}も認められることから、申立人は、同年9月30日まで当該事業所に勤務していたことを認めることができる。

一方、社会保険事務所のA公団に係る厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が空欄となっている。

また、社会保険庁が管理するA公団に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和25年12月21日と記録されていたところ、処理年月日等の記載は無いが、当該取得年が24年と修正されている。

これらのことから、社会保険事務所における年金記録の不備が確認でき、管理が不適切であったものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人のA公団における厚生年金保険の資格喪失日は昭和25年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和24年12月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成4年4月から6年2月までの期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年4月から5年9月までの期間については36万円、同年10月から6年2月までの期間については41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年5月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給料より低い金額に訂正されていること、及び加入記録が無いことが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、また、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年4月から6年2月までについては、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から5年9月までの期間については36万円、同年10月から6年2月までの期間については41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）の後の平成6年4月25日付けで、申立人を含む7名の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間については15万円に減額訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようなさかのぼりにより記録を訂正する処理を行う合理的な

理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年4月から5年9月までの期間については36万円、同年10月から6年2月までの期間については41万円とすることが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成6年3月31日から同年5月31日までの期間については、申立人は当該期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社の代表者等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がA社において一緒に勤務していた同僚を1名記憶しているものの、連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた従業員5名のうち2名は「申立人のことは記憶しているものの、申立人の勤務期間については分からない。」と供述し、他の3名は、「申立人のことは記憶に無い。」と供述している。このうち1名は、「自分は同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後は、国民年金に加入していた。」と供述している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と同日である平成6年3月31日から申立期間を含む15年8月まで国民年金に加入し、平成6年3月から同年10月までの国民年金保険料を納付していること、及び申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成6年3月31日から同年5月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月14日から48年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を46年7月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を昭和46年7月から同年10月までは10万円、同年11月から48年2月までは9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月8日から同年12月20日まで
② 昭和46年7月14日から48年3月1日まで
③ 昭和48年10月1日から49年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、B社に勤務していた申立期間①、A社に勤務していた期間のうちの申立期間②及び③について、加入記録が無い旨の回答をもらった。B社では運転手の助手として勤務しており、A社では運転手として昭和46年7月14日から勤務し、一度退職した後、48年10月ごろに再就職したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出のあった昭和50年ごろに作成した会社の入退社の履歴を記載したメモによると、申立人は、46年7月14日にA社に入社したという記載があり、申立人の上司（係長）及び複数の従業員は、「昭和46年7月ごろから申立人はA社で勤務していた。」と供述していることから、申立人は、46年7月14日から同社に勤務していたことが

認められる。

また、申立人は、「A社を紹介してもらった友人及び同社の係長から、同社は社会保険完備であるとの説明を受けた。」と供述しており、当該係長も、「申立人に社会保険完備であることを説明したと思う。当時の同社は、社員全員を社会保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、A社の複数の従業員が供述した当時の同社の従業員数と社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿上の被保険者数がおおむね一致するため、当時の同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる上、当該複数の従業員が供述した同社の入社年月日と同社における厚生年金保険の資格取得日はおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和48年3月の社会保険事務所の記録及びA社の従業員の標準報酬月額の推移から、46年7月から同年10月までは10万円、同年11月から48年2月までは9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立てどおりの申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合は、その後申立期間②に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届が2回提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和48年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年7月から48年2月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、B社の事業を承継したC社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないため、申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認できないと回答している。

また、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が氏名を記憶していた複数の同僚及び従業員に照会したところ、いずれの者も申立人のことを記憶していない。

さらに、同僚のうち一人は、「自分の親戚も申立期間①当時にB社にお

いて運転手の助手をしていた。」と供述しているところ、当該被保険者名簿に当該同僚の親戚の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人は、A社を一度退職した後、昭和48年10月ごろに同社に再就職したと申し立てているが、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録では、49年6月1日に加入していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A社における同僚及び複数の従業員の雇用保険の加入記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、A社は既に解散しており、事業主も死亡していることから、会社及び事業主から申立人の申立期間③に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から8年11月28日まで
社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年11月28日以降の同年12月11日付けで、申立人の7年11月から8年10月までの標準報酬月額が59万円から9万2,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「自分は、A社では販促物の製作や商品の発送業務をしており、同社の社会保険関係の事務は社長が行っていた。」「A社の従業員は自分と社長の二人だけであったため、自分が社会保険事務所へ小切手を持って行ったこともあったが、それは社長の指示に基づいて行ったことである。」と供述している。

また、社会保険事務所は、A社に係る滞納処分票等の資料を保管していない上、A社において厚生年金保険の被保険者となっているのは、申立人と代表者の二人のみであり、当該代表者に複数回、照会状を送付したものの回答が無く、同社の社会保険関係の事務を行っていた社会保険労務士は

連絡先が不明である。

これらのことから、当事案については、申立人の供述から判断せざるを得ず、申立人の供述と相反する供述や資料も得られないことから、申立人は、社会保険関係業務について権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該減額処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成4年1月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、平成2年6月及び同年7月の標準報酬月額を50万円に、同年8月から3年12月までの期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から4年1月26日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支払明細書により、申立人は、平成4年1月25日までA社に勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成4年5月31日以降の同年8月5日付けで、申立人の同社における資格喪失日が3年11月30日と記録され、申立人の標準報酬月額の記録が2年6月及び同年7月は50万円から8万円に、同年8月から3年10月までの期間については53万円から8万円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表者及び従業員は、「A社の社会保険関係事務

は、代表者及び他の取締役が権限を有しており、申立人は、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力は無かった。」と供述している上、当該代表者は、「自分が2回ほど社会保険事務所に行って、当該手続を行った記憶がある。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務に関する権限を有しておらず、当該減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が上記処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に基づく記録が有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人がA社を退職した日の翌日である平成4年1月26日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た2年6月及び同年7月は50万円に、同年8月から3年10月までは53万円に訂正し、同年11月及び同年12月は、当初届け出た同年10月の社会保険庁のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月1日から14年3月21日まで
社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成14年5月15日以降の同年6月10日付けで、申立人の13年9月から14年2月までの標準報酬月額が62万円から15万円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同社の役員ではなかったことが確認できる上、申立人は、「A社の社会保険関係の事務は社会保険事務担当の取締役が行っていた。」と供述しているところ、当該取締役は、「社長に頼まれて2回ほど社会保険事務所へ行き手続を行った。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務に関する権限を有しておらず、当該減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に

当初届け出た 62 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月1日から同年6月1日まで
② 昭和39年6月1日から42年2月1日まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①、及びB社で勤務した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、A社において昭和39年5月1日に厚生年金保険の資格を喪失しており、同年5月1日から同年6月1日までの記録が無い。

しかしながら、A社において、昭和39年6月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している総務担当であった同僚は、申立人と所属は異なっていたものの、営業担当であった申立人と同日（39年5月31日）に同社を退職することとなったことを、合同で行われた送別会の思い出とともに記憶していると供述している。

また、申立人は、昭和39年9月に、A社に係る退職金請求の民事調停を申し立てており、当該申立書には、申立人が、昭和39年5月末日まで勤務した旨が記載されていることから、同社で勤務した期間に関する申立人の

主張は、当時から一貫している。

さらに、総務担当であった同僚は、「自分が退職する昭和 39 年 5 月分の給与まで、厚生年金保険料が控除されていた。自分と共に 39 年 5 月 31 日まで勤務した申立人の給与から、保険料が控除されていないことは考えられない。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 39 年 4 月の社会保険事務所の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に適用事業所でなくなっており、当時の代表取締役及び社会保険事務担当者は既に死亡し、その他当時の役員等も連絡ができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、B 社の複数の従業員の供述から、勤務期間は明確でないものの、申立人が同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、B 社は既に適用事業所でなくなっており、当時の代表取締役は連絡先が不明であり、社会保険事務担当者からも文書照会の回答が無いため、申立期間における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、同僚の一人は、「申立人はアルバイトだった。」と回答しているところ、申立人は、他の従業員と接することがほとんど無い業務であったため、当時の B 社における上司及び同僚について記憶していないとしており、これらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管している B 社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間の健康保険番号に欠番は無く、社会保険事務所の記載内容に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和52年9月17日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月12日から同年12月1日まで
② 昭和52年8月19日から同年9月17日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間①及び②にA社に勤務していたことが確認できる。

申立期間②について、A社の社会保険事務担当者は、「当時の賃金台帳等に残っていないため、保険料控除については不明であるが、申立人の雇用保険の離職日に係る記録が昭和52年9月17日となっているのであれば、同社が保険料控除の方法を当月控除としていることから考えても、同年8月分の保険料は控除されていたのではないかと思われる。」旨供述している。

また、申立期間②当時に申立人の業務内容が変わったことをうかがわせる事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人は申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和52年7月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社が保有している申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失届確認通知書では、申立人の同社における資格喪失日が昭和52年8月19日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る52年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、A社が保有する厚生年金保険の被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書では、申立人が昭和51年12月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者は、「現在、同社では社員が入社すると、初めに3か月程度の試用期間があり、当該期間経過後に、同社員が正社員になることをもって、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続をしており、当該試用期間については、保険料控除はしていない。」と供述している。なお、同担当者は、「自分は昭和40年3月に同社に入社してから現在に至るまで、社会保険関係の手続を担当しているが、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続の方法は、申立期間①当時も現在と同じなのではないかと思う。」旨を供述している。

さらに、申立人は、「A社入社当時は、数か月の見習い期間があった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から52年6月まで

私の国民年金は、母が加入手続を行い、家族全員の国民年金保険料を郵便局で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は第3回特例納付実施期間中の昭和54年8月ごろに弟と連番で払い出されているものの、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、加入時期、加入場所等の加入状況及びさかのぼって保険料を納付した期間、納付金額等の納付状況に関する記憶が不明確である上、連番で手帳記号番号が払い出されている弟も、申立期間の保険料は未納であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点で納付が可能であった昭和52年7月までさかのぼって保険料を納付していることは確認できるが、申立期間は、手帳記号番号払出時点では、時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6301

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を所持しているが、申立期間は未納の記録となっている。申立期間の保険料が還付済みで、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が所持する領収証書により、申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、申立人が所持する国民年金手帳及び所轄社会保険事務所の被保険者台帳に還付期間、還付金額及び還付日が明確に記載されており、これらの記載内容に不合理な点は認められないなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6302

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 5 月まで

私は、申立期間当時、夫の海外転勤のために国内に居住していなかったが、銀行のサービスを利用して、公共料金と同様に国民年金保険料も口座から納付するようにしていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国外に居住していた申立期間については住民票の異動手続をせず、口座振替により保険料を納付できるようにしていたとしているが、申立人の戸籍の附票には、申立人が昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで国外に居住していたことが記録されていることから、国外居住に係る住民票の異動手続が行われていたことが確認でき、国外居住者は、申立期間当時、制度上、国民年金に加入することができず、申立人が当時居住していた区では、本件のような場合には当該異動時点で資格喪失処理を行っていたとしているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から49年9月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。当初は、区の集金人に納付し国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。その後、具体的な時期は覚えていないが、金融機関で納付書により保険料を納付するようになった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿には、申立人の同区への転入が申立期間より後の昭和51年12月に届けられた旨が記載されており、申立人の国民年金手帳の記号番号払出簿には不在処理された旨が記載されていることから、申立期間当時区の集金人の訪問や納付書の送達はされていなかったと考えられる。また、同区への転入の届出を行った時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない上、申立人の夫は、申立期間の一部が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで

私の母は、私が大学を卒業し就職した平成2年4月に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の私の国民年金保険料を毎月1か月分ずつさかのぼって納付書により金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したとする申立人の母親及び申立人は、納付したとする保険料の金額等の記憶が曖昧である上、申立人がこれまでに1冊だけ所持していたとする国民年金手帳には申立期間の資格記録が記載されていないなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、任意加入手続を行ったとする平成2年4月時点では、制度上、申立期間当初にさかのぼって国民年金に任意加入し、申立期間の保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6307

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から49年7月まで

私は、昭和52年に転入した市で勧められて国民年金に加入し、その後、申立期間の保険料を何回かに分けて数万円ずつさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付時期、納付回数、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人と国民年金の手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の妻も、申立期間のうち20歳になった昭和44年*月から49年7月までの保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から51年1月まで

私は、友人の勧めで昭和41年か42年ごろ国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続きの時期及び保険料の納付方法、納付場所等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年2月に国民年金に任意加入しており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年10月まで
私は、昭和51年11月に市役所で、過去の未納分の国民年金保険料3万円か4万円をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、保険料をさかのぼって納付したとする昭和51年11月時点では、特例納付は実施されていない上、保険料を納付したとする市役所は、過年度保険料等の収納を取扱っていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年11月に国民年金に任意加入しており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から同年9月までの期間、3年11月から4年2月までの期間、同年7月から同年11月までの期間及び6年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月から同年9月まで
② 平成3年11月から4年2月まで
③ 平成4年7月から同年11月まで
④ 平成6年6月から同年8月まで

私は、会社を退職後の平成元年7月に国民健康保険に加入し、同時に国民年金にも加入した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の、国民年金の加入手続の時期、保険料納付の時期、納付場所及び納付金額についての記憶は曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、平成元年7月に国民年金に加入したとしているが、10年2月に基礎年金番号となった厚生年金保険の手帳記号番号で国民年金に加入したことが区役所の索引簿により確認できる上、申立期間①、②、③及び④はすべて10年2月の厚生年金保険の記録追加により生じた未納期間であり、その時点では時効により保険料を納付できない期間である。さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は払い出されていない上、申立人は国民年金手帳を所持していた記憶も無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から12年2月まで

私は、平成10年12月に帰国後、役所から納付書が送られてきた。納付書を母親に送り、母親が13年7月ごろから分割で私の申立期間の保険料を納付していたと記憶している。保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親の、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧である。また、申立期間は未加入期間であり、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付したとする平成13年7月時点では申立期間の一部の期間の保険料は時効によりさかのぼって納付することができない上、申立人は、10年12月の帰国後の国民年金の再加入手続を行った記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見あたらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年3月まで

私は、当時、大学生で家計に余裕ができたこともあり、同居していた母親が国民年金の加入手続きを行い、私の分の保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和59年4月時点では、申立期間は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6313

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、基本的には郵便局で納付した。年金は途中で途切れると、それ以前に支払った分は無効になると思っていたので、途切れることなく必ず支払っていた。2年ぐらい遅れて払っていたこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の加入^{あいまい}手続を行った時期に関する記憶は曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 6 月時点では、申立期間は時効により保険料が納付できない期間であり、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、過年度納付が最大限可能な 59 年 4 月までさかのぼって保険料を納付していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 59 年 6 月までの期間及び 62 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月から 59 年 6 月まで
② 昭和 62 年 10 月

私は、今まで厚生年金保険から国民年金の切替手続をその都度行い、保険料も納めてきたはずである。申立期間は 2 回とも失業給付を申請し、受給してきたので、給付金を受け取りながら保険料を納めないはずはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の、国民年金への加入時期、納付金額等の記憶は曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 4 年 5 月時点では、申立期間①及び②は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6315

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月

私は、平成3年9月分の保険料について還付を受けた覚えが無い。還付を受けたとされる銀行口座も持っていない。申立期間の保険料は還付されていないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が厚生年金保険に加入した期間であるために、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、申立人の社会保険庁のオンライン記録には、申立期間の還付金額、還付決定日、送金通知書作成日及び還付金支払先等が記載されており、これらの記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から55年5月まで

私は、昭和54年12月に会社を退職後、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付時期、納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間直後の昭和55年6月に国民年金に任意加入した旨記載されており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月までの期間及び 39 年 4 月から 41 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 41 年 4 月まで

私の雇用主は、私が 20 歳になった昭和 37 年に、私の国民年金の加入手続をし、39 年 3 月に退職するまで、私の国民年金保険料を納付してきてくれた。私は、39 年 4 月から 41 年 4 月まで、区役所で納付書により保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用主及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる雇用主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、納付したとする保険料の月額は、当時の保険料額と相違する。また、申立期間②については、納付書で保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と相違するなど、申立人の雇用主及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 46 年 8 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付したが、還付されていない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年5月に、申立人が申立期間の直前まで居住していた町で口座振替により申立期間の国民年金保険料を納付するとともに、申立期間のうち58年4月及び同年5月分の保険料を同年4月に、同年6月分を同年7月に金融機関で納付したことが確認できるものの、従前の住所地を管轄する社会保険事務所が作成した還付整理簿には、申立人の氏名、還付理由、還付金額、還付期間、還付決定年月日（58年6月22日）、支払年月日（58年6月30日）が明確に記録されており、当該記録内容に不合理な点は見当たらない。

また、申立人の被保険者台帳には、申立人の転居の前後の住所地が記載されており、58年6月に当該転居後の住所地を管轄する社会保険事務所に移管されていることから、当時の住所移転も適切に把握されていたものと考えられる。さらに、申立人に対する当該期間の保険料の未還付や誤還付により保険料が納付されたままとなっている事情も確認できず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6322

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 52 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 52 年 5 月まで

私は、昭和 52 年 6 月に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付額等の記憶が曖昧である上、保険料を納付したとする区役所では、過年度保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間直後の昭和 52 年 6 月に国民年金に任意加入した旨記載されており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から60年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を昭和62年10月に社会保険事務所で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間及び申立期間直後の昭和60年7月から同年12月までの期間の保険料を納付したとする62年10月時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から8年3月まで

私は平成5年12月から国民年金保険料の納付を開始した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等に関する具体的な説明が得られないため、当時の納付状況等が不明確である。また、申立人は、平成5年ごろに区役所職員から国民年金に関する説明を受け、同年12月から保険料の現年度納付を開始したとしているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間直前の5年12月から6年2月までの保険料は過年度納付されていることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、両親からもらった結婚祝金で、申立期間の国民年金保険料を納付した。初回は昭和 54 年度及び 55 年度の 2 年分をまとめて納付し、56 年度から 58 年度までの期間は毎年 1 回、1 年分をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入^{あいまい}手続をした時期、保険料の納付金額、納付場所等に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、加入手続をした市役所窓口で、さかのぼって納付できる期間は 2 年間であると説明を受け、納付可能な期間の保険料を納付したと主張しており、その根拠として申立人が所持する年金手帳に記載されたメモを提出している。しかし、当該メモに納付時期として記載されている昭和 55 年 4 月は、2 年間の時効を超えて保険料を納付できる第 3 回特例納付の実施期間内であることから、窓口において時効が 2 年であるとの説明を受けたとする主張は不自然である上、申立人は、当該メモを手帳に記入した時期について記憶が曖昧^{あいまい}であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 4 年 9 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は、会社を退職し、結婚するまでの期間は国民年金保険料を納付していたはずである。当時の私にとって、納付金額の負担が大きかったことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の国民年金の加入手続は、婚姻後の昭和 60 年 4 月に行われていることが確認でき、当該加入手続時点では、申立人の 資格取得日は 58 年 4 月 1 日とされていたため、申立期間のうち 57 年 7 月から 58 年 3 月までの期間は記録上未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間のうち 58 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は、婚姻後に加入手続をした市役所窓口において、過年度納付について説明を受けたことや未納期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時に現在所持する年金手帳とは別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 9 月まで

私の母は、私が学生期間中の 20 歳になったときに、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の被保険者資格取得日が、申立期間直後の平成 2 年 10 月 24 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしたとする母親は、加入手続の時期の記憶が不明確である上、集金人に保険料を納付していたと説明するが、申立人が居住している市では、当時は集金による保険料収納は行っていなかったと説明しているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 48 年 3 月まで

私は、夫が厚生年金保険適用事業所を退職した昭和 45 年 5 月に、当時居住していた区で夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を銀行振込で納付していた。その後、転居先の区で年金手帳が再交付され、以前の保険料納付記録が無くなってしまった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は、前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和 48 年 6 月ごろに転居先の区で払い出されていることが確認できる上、夫は、転居先の区で保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立期間の保険料を転居先の区で納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和 48 年 6 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとすれば、48 年 6 月に夫婦連番で払い出された国民年金手帳及びその後に再交付されている国民年金手帳の他に別の手帳記号番号が記載された国民年金手帳が交付されていなくてはならないが、申立人の夫は受領及び所持していた国民年金手帳は 2 冊のみであると説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 48 年 3 月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した昭和 45 年 5 月に、当時居住していた区で夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を銀行振込で納付していた。その後、転居先の区で年金手帳が再交付され、以前の保険料納付記録が無くなってしまった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は、前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和 48 年 6 月ごろに転居先の区で払い出されていることが確認できる上、申立人は、転居先の区で保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立期間の保険料を転居先の区で納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和 48 年 6 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとすれば、48 年 6 月に夫婦連番で払い出された国民年金手帳及びその後に再交付されている国民年金手帳の他に別の手帳記号番号が記載された国民年金手帳が交付されていなくてはならないが、申立人は受領及び所持していた国民年金手帳は 2 冊のみであると説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 6 月に会社を退職後、国民年金に加入した。加入後の国民年金保険料は滞っていたが、しばらくして、収入が安定し、保険料納付の催促があったので保険料をさかのぼってすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料を納付した時期の記憶が曖昧である。また、申立人は、保険料をさかのぼって納付したのは一度だけであると供述しているところ、申立人が保険料を納付したことが最初に確認できる昭和 61 年 7 月時点で、過年度納付が可能な 59 年 4 月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認できる上、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から同年6月まで

私は、会社を辞め無保険となることが心配だったため、市役所へ国民健康保険の加入手続に行ったところ、失業中は国民年金にも加入しなくては行けないと言われ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が未加入で保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする時期及び状況、保険料の納付時期及び納付金額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入した記録が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり保険料を納付することができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 52 年 9 月まで

私は、夫が勤めていた会社が私の国民年金保険料を夫の給与から納付するようになった昭和 53 年 7 月に、自身でそれまで納付していなかった申立期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料の納付場所、納付回数、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、昭和 52 年 7 月から 53 年 6 月までの保険料の未使用の納付書を所持していることから、当該納付書が交付された後に、別の納付書を作成してもらい、納付済みとされている申立期間の直後から 53 年 6 月までの保険料を納付したものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、48年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から46年3月まで
② 昭和48年3月

私の母は、私が20歳になった昭和44年に私の国民年金の加入手続をし、会社に就職した48年3月まで国民年金保険料を納付していた。また、48年3月の保険料を還付された覚えも無い。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が還付とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の母親及び申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年1月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人の被保険者台帳には、申立人の氏名、住所、還付期間、還付金額及び還付通知日が明確に記載されており、記載された還付金額は、当該期間の保険料額と一致するなど、当該記載内容に不合理な点は見当たらない。また、申立人に対する当該期間の保険料の未還付や誤納付により保険料が納付されたままとされている事情も確認できず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和 44 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、48 年 3 月の保険料を還付されていないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6340

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から 62 年 2 月まで

私は、経営していた会社を廃業した昭和 61 年 11 月ごろに市役所で国民年金の加入手続をし、別の会社に就職するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額等の記憶が曖昧である。また、同居していたとする申立人の母親は、申立期間のうち昭和 62 年 1 月及び同年 2 月の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年12月までの期間及び56年1月から58年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年4月から同年12月まで
② 昭和56年1月から58年5月まで

私は、区役所で国民年金の再加入手続をし、申立期間の保険料を郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、社会保険庁の記録及び区の被保険者名簿では、申立期間の国民年金加入資格は、申立期間より後の平成9年2月に追加されていることが確認できる。また、同居していたとする内縁の夫は、申立期間②のうち昭和56年6月及び同年7月が国民年金に未加入となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私たち夫婦は、私が公認会計士事務所を開業する際、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、一度たりとも納付を怠ることなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は申立期間直前の昭和47年2月から48年3月までの保険料を第2回特例納付で納付していることが確認できるものの、申立期間は第2回特例納付の納付対象期間とはされていない期間である。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号の払出年月日及び申立人夫婦の前後に手帳記号番号が払い出された国民年金被保険者の納付記録から、申立人夫婦が特例納付をした時期は50年12月ごろと推察されるが、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私たち夫婦は、夫が公認会計士事務所を開業する際、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、一度たりとも納付を怠ることなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は申立期間直前の昭和47年2月から48年3月までの保険料を第2回特例納付で納付していることが確認できるものの、申立期間は第2回特例納付の納付対象期間とはされていない期間である。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号の払出年月日及び申立人夫婦の前後に手帳記号番号が払い出された国民年金被保険者の納付記録から、申立人夫婦が特例納付をした時期は50年12月ごろと推察されるが、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から同年 5 月までの期間、61 年 4 月から同年 7 月までの期間、62 年 3 月及び平成 3 年 6 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月から同年 5 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 7 月まで
③ 昭和 62 年 3 月
④ 平成 3 年 6 月から同年 12 月まで

私は、昭和 59 年 3 月に転職のために会社を辞めた時、歯科治療の必要があり国民健康保険に加入するために市役所へ行ったところ、国民健康保険に加入するのなら国民年金にも加入しなければならないと言われて加入し、その後は国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 5 年 1 月に払い出されており、申立期間はいずれも未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人は、国民年金の加入手続時に新たな年金手帳を受け取っておらず、厚生年金保険加入時に受領した年金手帳を国民年金加入手続の都度提出したとするが、当該手帳には国民年金手帳の記号番号は記載されていないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年10月まで

私は、子供が幼稚園に通っているころ、母親仲間から専業主婦も国民年金に任意加入できると聞いたので、はっきりした時期は憶えていないが出張所で加入手続きを行い、以後は国民年金保険料を金融機関で納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きに関する記憶が曖昧であり、昭和45年3月以前に申立人が居住していた区で実施されていた印紙検認方式による保険料の納付方法について記憶がないと説明している。

また、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人が居住している区を管轄する社会保険事務所に保管されている年度別納付状況リストにより、申立人は昭和51年11月25日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間は国民年金の任意加入適用期間となるため、当該加入手続き時点では、制度上、さかのぼって保険料を納付することができないこと、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から51年7月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を、自宅に届いた納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の昭和51年8月に任意加入したことにより払い出されており、申立期間は未加入期間とされていたことから、制度上、保険料を納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から42年3月まで

私の母は、私が20歳になった時から結婚するまで、私と兄と自身の3人分の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当時同居をしていた姉及び義姉と連番で払い出されており、姉及び義姉の保険料の納付状況を見ると、申立期間はいずれも未納であり、申立人の納付記録が確認できる申立期間直後の昭和42年4月から申請免除又は納付となっているなど、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
② 昭和 38 年 1 月 25 日から 39 年 8 月 20 日まで
③ 昭和 40 年 1 月 28 日から 42 年 9 月 20 日まで
④ 昭和 46 年 9 月 23 日から 47 年 7 月 10 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうちの申立期間①及び②、C社に勤務した申立期間③並びにD社（現在は、E社）に勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の同僚の供述から、申立人は昭和 36 年 12 月ごろ、A社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、A社では、申立期間①当時の資料を保存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の保険料控除について確認できないとしており、また、同社の人事担当者は、申立人のように普通自動車第二種免許を持っていない者を雇い入れた場合は、同免許を取得するまでの期間は養成期間であるため厚生年金保険には加入させず、同期間中には厚生年金保険料も控除しておらず、同免許取得後に厚生年金保険に加入させていると供述している。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人の同僚で、申立人より少し前にA社に就職し、申立人と同じく昭和 37 年 1 月中旬に普通自動車第二種免許を取得して、申立人と同日に同じ営業所に配属されている者は、申立人と同日の同年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認で

きる。

申立期間②について、申立人は、A社に昭和39年8月20日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立期間②当時の資料を保存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の保険料控除について確認できないとしている。

また、申立人は、A社には教習生として入社して、同社に普通自動車第二種免許を取得させてもらったので、同社では、2年間の勤務の拘束があったとしており、このことを理由に、申立期間②には同社に勤務していたと主張しているが、これについて、A社は、2年間勤務してほしいという会社の希望は話していたが、これは、強制を求めているものではないと供述している。なお、このことについて、申立人と同様に教習生として入社したとされる同僚は、会社からは、当時、せめて1年間は働いてもらいたいと聞いていたと供述しており、当該同僚の社会保険事務所における記録は、昭和37年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格が取得された後、同年11月25日に同資格は喪失されている。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②中に被保険者資格を取得している従業員数名に照会したところ、回答のあった3名は、申立人と同じ営業所に配属された者であったが、申立期間②に申立人が同営業所に勤務していたことを記憶していないとしており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

申立期間③について、C社の人事担当者は、申立期間③当時の社員で申立人を記憶している者がいると供述しており、期間は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の保険料控除について確認できないとしている。

また、上記の人事担当者は、申立期間③当時、従業員の厚生年金保険の加入については、従業員の意向を踏まえて行っていたと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するC社の厚生年金保険被保険者名簿には、厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載もみられない上、同社が厚生年金基金に加入する昭和42年6月1日以降について、申立人の厚生年金基金の加入記録も無い。

申立期間④について、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間④当時に、ほぼ全期間にわたってD社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、D社は、申立期間④当時の資料等を保存していないため、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の保険料控除について確認で

きないとしている。

また、D社の人事担当者は、当時、厚生年金保険には加入しないで健康保険組合だけに加入していた従業員が多数いたと供述している。

さらに、D社は、申立期間④当時、厚生年金基金に加入していたが、申立人の同基金における加入記録は無い。

加えて、社会保険事務所が保管するD社の厚生年金保険被保険者名簿には、厚生年金被保険者整理番号の欠番は無く、訂正等の不自然な記載もみられない。

このほか、申立人について、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 8 月 1 日から 10 年 4 月 1 日まで
② 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社で代表取締役として勤務していた期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 4 月 1 日の後の同年 4 月 7 日に、申立人の同社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当初、59 万円と記録されていたものが、さかのぼって 9 万 2,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成 10 年 4 月 7 日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険特別会計債権消滅不納欠損決議書（写し）から、A社には、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

さらに、申立人は、当時、経理担当者にA社の代表者印を預け、事務を一任していたという供述をしているが、そのことをもって、申立人が代表取締役としての当該訂正処理に関する一切の責任が無かったとは言い難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間①については、A社の代表取

締役であった申立人は、同社の代表者として、同社に係る社会保険に関する事務を経理担当者に権限を付与して行わせていながら、自らの標準報酬月額の減額訂正処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成14年10月1日の翌日の同年10月2日に、申立人の同社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当初、26万円と記録されていたものが、さかのぼって9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、B社の商業登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成14年10月2日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当時、経理担当者にB社の代表者印を預け、事務を一任していたと供述している。なお、社会保険事務所が保管する同社に係る滞納処分票からは、申立人が社会保険事務所の職員と滞納保険料の整理について相談していることも確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間②については、B社の代表取締役であった申立人は、同社の代表者として、同社に係る社会保険に関する事務を経理担当者に権限を付与して行わせていながら、自らの標準報酬月額の減額訂正処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月30日から同年10月25日まで
② 昭和28年10月26日から同年11月15日まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和28年10月24日まで勤務したので、同年10月25日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日であると申し立てている。

しかしながら、A社では当時の人事記録等を保存しておらず、また、当時の状況を知る者もないことから、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を基に、申立期間に被保険者であった複数の従業員に照会したところ、当時の経理担当者と従業員から回答があったが、いずれも、申立人を記憶しているとしながらも、申立人が勤務していた時期及び申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては分からないと回答している。

さらに、上記のA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の従業員は、ほとんどが資格喪失日を月末付けとされている。そこで、それらの数名の従業員に照会したが、当時の厚生年金保険の資格喪失日の取扱いや自身の退職日については記憶していないと供述しており、申立内容に関する事情を

聴取することができなかった。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社に保存されている人事記録から、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「当時の社会保険担当者は死亡しており、そのため、当時の厚生年金保険の被保険者資格の得喪や保険料控除等については分からない。ただし、申立期間②当時に、試用期間があった。」と回答している。

また、B社に保管されている人事記録を基に、申立期間当時における同社従業員の厚生年金保険の被保険者資格の取得日と入社日の状況をみると、ほとんどの者が、入社日より1か月から2か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社の複数の従業員は、「入社後の最初の給与からは厚生年金保険料の控除は無く、見習い期間を経た後に正社員とされ、厚生年金保険に加入し、保険料が控除された。」と供述している。

このほか、申立人について、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年ごろから 44 年ごろまで
② 昭和 59 年ごろから 62 年ごろまで
③ 昭和 62 年ごろから平成元年ごろまで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社（現在はC社）D支社に勤務した申立期間②及びE社に勤務した申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間①の一部に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は申立期間①当時の従業員に関する記録を保管しておらず、また、申立期間①当時の総務担当者は既に死亡しているため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入に係る取扱い等について確認できない。

また、申立人は、A社において2か月間の厚生年金保険の加入記録を有しており、同社を退職した理由を、夜間勤務が多く労働環境が厳しかったためと供述しているところ、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①当時には187名が被保険者資格を取得しているが、これらの従業員の多くが1か月から6か月程度の短期間で被保険者資格を喪失していることが確認でき、これについては、同期間に在籍していた従業員も申立人と同様の理由を供述しており、同社では、多くの従業員が短期間で退職

していたことがうかがわれる。

さらに、A社の複数の従業員は、申立期間①当時、入社後3か月間程度の見習期間があったと供述しており、従業員は、同期間経過後に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述もある。

加えて、申立期間①当時の申立人を知る従業員は、「申立人は自分の入社から3か月ぐらい後に入社した。」と供述しており、同供述内容とA社において見習期間があったことを勘案すると、同社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日が昭和44年4月26日とされていることに不自然さは無い。

なお、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には被保険者整理番号に欠番は無く、記載に不自然さはみられない。

申立期間②について、申立人は、昭和59年から62年までB社D支社において勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社の人事総務担当者は、同社に保管されている申立期間②当時の従業員に係る厚生年金保険の被保険者資格の得喪書類（控）を確認したところ、申立人について、厚生年金保険の被保険者資格を取得する手続が行われたことは確認できなかったと供述している。

また、申立人のB社D支社の同僚は、「申立人とは昭和61年に同期で入社したが、申立人は見習期間に同社を退職しており、正社員となっていないので、厚生年金保険には加入していないはずである。申立人は、同社を退職した後、別の会社に就職したが、その会社を退職した後も再びB社D支社に入社しており、その際には自分が申立人を採用したが、この時も2か月程度で退職しているので、正社員になっておらず、厚生年金保険には加入していないはずである。」と供述している。なお、当該同僚のほか、申立人と同期で入社した別の従業員も、申立人は短期間の勤務であったこと、一度同社を退職した後に再び同社に入社したことを記憶していると供述している。

さらに、昭和59年及び60年にB社D支社に入社した従業員に照会したものの、申立人を記憶している者はおらず、昭和62年度の同社の従業員名簿を保管している従業員は、当該名簿に、申立人の名前の記載は無いと回答している。

加えて、B社D支社の複数の従業員は、初級試験の合格後に見習いの外務員として配属されるが、配属当初は3か月間程度の見習期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入しない期間であると供述している。

申立期間③について、申立人はF市中心部のデパートの近くに存在したE社に勤務していた期間であると申し立てているが、申立人は、申立期間③当時に勤務していた事業所名称及び所在地を正確に記憶していない。

なお、社会保険事務所の記録によると、E社は厚生年金保険の適用事業所と

なっていない。そこで、申立人の供述内容等から、申立人が当時勤務していたと考えられるE社と類似名称のG社（現在は、H社）本社の人事総務担当者に照会したが、申立期間③当時にF市中心部にあった2店舗の直営店は既に閉鎖されていると供述しており、当時の状況を勤務先事業所に直接確認できない。

また、上記のG社の人事総務担当者は、申立期間③当時には、従業員を見習社員として採用し、成績が良好であれば正社員として採用していたと供述している。

さらに、F社では、上記の両店舗に関する厚生年金保険の事務手続は本社で一括して行っていたとしており、上記の人事総務担当者は、本社に保管されていた当時の健康保険台帳及び3か月ごとに記録されていた人名表により調査したが、いずれの資料においても申立人に関する記録を確認できなかったと供述している。

加えて、申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録によると、同期間内にI社、J社及びK社に係る申立人の厚生年金保険の加入記録が認められる上、申立期間②に係る申立人の同僚等の供述から、申立人がB社D支社に2回目に勤務していたと思われる期間も含まれているなど、申立期間③についての申立人の申立内容は曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 4 月 25 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人に係る平成 7 年 9 月から 8 年 3 月までの期間についての標準報酬月額の記録は当初 26 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 8 年 5 月 31 日の後の同年 9 月 6 日に、さかのぼって 9 万 2,000 円に減額訂正されているのが確認できる。

一方、商業登記簿から申立人は、当時A社の取締役であることが確認できる上、同社において総務及び経理を担当し、社会保険の事務処理は申立人が行っていたと自ら認めている。

また、申立期間当時のA社の取引金融機関の社会保険料口座振替の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる直前の3か月を含み、合計6か月分の社会保険料が引き落とされておらず、申立人も社会保険料の滞納を認識していたことを認めている。

さらに、申立人は、申立期間当時、社会保険事務所の担当者が二人で保険料滞納の件で話し合いに来社し、その際関係書類に押印したかもしれないと供述しており、同社の代表取締役は社会保険の事務は申立人が行っていたと供述して

いる。

以上のことから、申立人は、A社の社会保険事務の担当取締役として権限を有しており、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社において、社会保険事務を担当する取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 1 日から 8 年 5 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の商業登記簿から、同社の代表取締役であったことが確認でき、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 5 月 31 日）まで厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

一方、A社が適用事業所でなくなった日の後の平成 8 年 9 月 6 日付けで 7 年 5 月から 8 年 4 月までの期間について、申立人の標準報酬月額が 36 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって減額処理されていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

しかしながら、申立人は、A社における保険料滞納の具体的状況、社会保険事務所との対応等の詳細に関しては、すべて当該事業所の取締役である妻に任せていたと供述している。その一方で、申立人の妻である取締役は社会保険事務所へ届出に関与したことを認めており、申立人は経営全般の業務を行っていたと供述しているところ、代表取締役である申立人が全く関与することなく、社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたとは考え難い。

また、A社の取引銀行の社会保険料引き落とし記録によると、当該事業所は

12 か月間の加入期間のうち、適用事業所でなくなった直前の3か月をはじめとして、合計6か月分の社会保険料が引き落とされておらず、申立人は社会保険料の滞納があったことは認識していたと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である自らの標準報酬月額が減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、平成 8 年 7 月に昇給したにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることが分かった。厚生年金保険料は多く取られていると思うので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、平成 8 年 7 月に昇給したにもかかわらず、同年 10 月からは 28 万円から 24 万円に引き下げられていることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額が分かる給与明細書は無いものの、源泉徴収票等から算出した厚生年金保険料は記録より多く控除されているように思われる旨申し立てている。

しかし、A社が保管する賃金台帳により、申立人が申立期間において給与から控除されている厚生年金保険料は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録から算出される額と一致することが確認できる。

なお、厚生年金保険制度における標準報酬月額の随時改定については、昇給などにより固定的賃金の変動した場合に、変動月以降の 3 か月の間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額の等級が従来の標準報酬月額の等級と比較して 2 等級以上変動し、3 か月とも支払基礎日数が 20 日以上であるときに行うこととされている。

そして、A社は、申立人は平成 8 年 7 月に昇給したものの、標準報酬月額に

については、同年8月から同年10月までの3か月間の標準報酬月額を基に随時改定を行うところであるが、申立人の同年10月の勤務日数が20日未満であり、各月の支払基礎日数が20日以上の要件を満たさなかったことから、随時改定の届出は行わなかった。また、申立人に係る8年10月の定時決定については、同年5月から同年7月までの3か月間に実際に支払われた給与を基に行われるところ、同年5月及び同年7月は支払基礎日数が20日以上の要件を満たさなかったため、支払基礎日数が20日以上である同年6月のみの給与額に基づき算出し、社会保険事務所に標準報酬月額算定基礎届を提出したことから、標準報酬月額が引き下がったものであるとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 5 日から 38 年 5 月 15 日まで
② 昭和 38 年 5 月 25 日から 39 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 7 月 28 日から 40 年 4 月 25 日まで
④ 昭和 41 年 9 月 14 日から 42 年 10 月 5 日まで
⑤ 昭和 43 年 11 月 15 日から 44 年 2 月 5 日まで
⑥ 昭和 44 年 6 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間①、B社で勤務した申立期間②及び③、C社で勤務した申立期間④、D社（現在は、E社）で勤務した申立期間⑤及び⑥の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に在籍していたことは確かであり、申立期間②、③、④、⑤及び⑥については、会社分も含めて社会保険料を支払っていたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚及び複数の従業員の回答より、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、既に解散しており、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が自分よりも後にA社を退職したと供述している同僚は、申立人が退職したとしている昭和 38 年 5 月 15 日より前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認で

きる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の勤務期間を特定する回答は得られなかった。

加えて、A社の複数の従業員が記憶している管理職であった者は、当時、厚生年金保険の加入は本人の希望によるものであったと供述している。

また、社会保険事務所のA社における被保険者名簿の番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②及び③については、同僚及び複数の従業員の回答より、勤務時期は不明であるが、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社は既に解散しており、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管しているB社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、複数の従業員は、厚生年金保険の加入は希望者のみで、加入しない者がいたと供述しており、申立人が自分と同様に指導的立場であったと供述している同僚の厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間④については、申立人は、C社に昭和42年10月5日まで勤務していたと供述している。

しかし、社会保険事務所の記録によると、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできない

また、C社における同僚は、申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立期間に勤務していたかは記憶していないと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管しているC社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人の勤務期間について記憶している者はいなかった。

加えて、複数の従業員が供述している退職日と社会保険事務所の記録における厚生年金保険の資格喪失日は、ほぼ一致していることが確認することができることから、同社における申立人の厚生年金保険の記録も正しいものと

推認できる。

このほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間⑤及び⑥については、同僚及び従業員の回答により、申立人はD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社は、当時の資料等は既に廃棄しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができないと回答している。

また、D社は、厚生年金保険への加入は希望者のみであり、雇用保険と厚生年金保険には同時に加入させていると回答しているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者期間が一致していることが確認できる。

さらに、D社は、厚生年金保険に加入していた者も途中で雇用契約を変更して勤務形態を変え、厚生年金保険から脱退する者もいたと回答している。

このほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月29日から45年11月30日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も健康保険証は持っていたと記憶しており、また、同社で経理の責任者として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した同社の昭和44年3月1日から45年2月28日事業年度分の確定申告書、同僚及び従業員の回答により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金基金の加入記録を確認したところ、昭和43年6月28日に喪失、45年12月1日に再取得しており、これは、社会保険庁のオンライン記録と一致している。加えて、雇用保険の記録も43年6月28日に喪失している。

また、申立人は同社において経理責任者として勤務していたことから、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた場合、社会保険事務所からの納入告知書と当該控除保険料とのチェックにおいて、勘定不突合の誤りに気付くはずである。

また、申立人は申立期間において健康保険証を所持していたと供述しているが、A社の健康保険組合は既に解散していることから、申立期間において、申立人が健康保険に加入していたことは確認できない。さらに、厚生年金基金に届出様式を確認したところ、基金と厚生年金保険は複写式であるが、健康保険

とは別の用紙であったと回答しており、健康保険に加入していれば、必ず厚生年金保険に加入しているということではなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、当時の代表者は死亡しており、申立人の関係資料も無いことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除に係る事実を確認することはできないと回答しているが、同社の同僚の供述及び申立人の戸籍の附票の記録から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人は、A社に昭和 48 年 4 月 1 日から勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険名簿では、申立人の厚生年金保険の資格取得日は 48 年 5 月 1 日と記録されており、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同種の業務に従事していた同僚の一人は、当該事業所に入社したと供述している日から 1 か月程度経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人と同様に入社時から厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで
② 昭和 49 年 12 月 10 日から 50 年 7 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②のそれぞれの標準報酬月額が、自分が記憶している賃金額より低額であるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務した昭和 47 年 5 月から 49 年 7 月までの標準報酬月額が、申立期間①当時受け取っていたはずの賃金額より低額であると申し立てている。

しかし、A社は、申立期間①当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、厚生年金保険料の控除の状況等については分からないとしている。

また、A社は、申立人の申立期間①当時の給与は主に歩合給であり、月々の販売実績に比例して給与の増減は起こるとしている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同時期に勤務していた 20 人の従業員について、社会保険庁に記録された標準報酬月額の推移をみると、申立人と同じ昭和 47 年に減額記録のある者が 6 人確認できた。

加えて、上記従業員 6 人のうち 1 人は、給与はほとんどが歩合給であり販売成績によって毎月の給与は変動していたと回答している。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務した昭和49年12月から50年6月までの標準報酬月額が、申立期間②当時受け取っていたはずの賃金額より低額であると申し立てている。

しかし、B社は、昭和56年8月11日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立期間②当時の事業主や経理担当者の連絡先も不明であるため、これらの者から申立人の標準報酬月額等について確認できない。

また、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚2人の標準報酬月額は、社会保険事務所の記録によると、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

以上のことに加えて、社会保険事務所のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備はなく、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から44年9月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に運転手として勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和43年1月6日作成の乗務員証及び43年8月分の給料袋から、勤務していた期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和56年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の商業登記簿謄本から判明した2人の事業主も、1人は既に死亡しており、他の一人は住所が不明なため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

また、申立人が申立期間当時の同僚を記憶していないことから、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、28人に照会したところ、20人から回答があり、このうちの1人は、申立人のことを記憶していたが、「申立人は労働組合から派遣される運転手であった。正社員ではなかったため、厚生年金保険等の社会保険には加入していなかった。」と回答している。

さらに、回答があった元従業員から、申立期間当時に勤務していた複数の運転手の名前が挙がったが、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が無

く、当時の運転手全員が社会保険に加入していたわけではないことがわかるほか、複数の元従業員が、正社員以外に、労働組合から派遣された運転手がいたことを供述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5580（事案 1280 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から27年2月4日まで
② 昭和27年7月1日から28年1月21日まで

前回の通知では、A社に勤務した期間のうち、申立期間についての勤務が確認されないとのことだったが、私は申立期間を含め昭和26年6月5日から28年1月21日まで勤務していた。再度、申立てをするので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

今回の申立期間については、社会保険事務所の健康保険被保険者名簿の記録から、申立人が健康保険のみの被保険者であることが確認でき、A社に勤務していたと判断し、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月21日付けの年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できないとして、今回、再申立てを行っているが、厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料の提出はなく、また、新たに判明した事実もない。

そこで、前回資料を精査し再検討を行ったが、申立期間について前回の決定を変更すべき新たな事実は見つからないため、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 2 月 28 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。自分は同社においては、事実上の事業主であるが、当時は、商業登記簿上、他の者が代表取締役として社会保険関係の手続きを含め業務全般を遂行しており、自分の厚生年金保険の記録訂正の説明も聞いた覚えもなく、自分に相談等が無いまま、社会保険事務所に記録訂正の同意を与えたものであり、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年10月から8年7月までは59万円、同年8月から9年1月までは36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった9年2月28日以降の同年3月6日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、7年10月から8年9月までは24万円、同年10月から9年1月までは19万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、現在、A社の商業登記簿上の代表取締役に就任していることが確認できるが、当時は役職に就いていないものの、同社では、本人の供述どおり、事実上の事業主として代表取締役会長と呼ばれ、業務遂行に当たっていたことを当時の代表取締役及び取締役が証言している。

また、申立人に社会保険料の滞納や督促の状況について照会したところ、無かったと回答しているが、当時の代表取締役は、時々、厚生年金保険料の滞納があったことから、督促を受け、社会保険事務所から呼出しを受けていたと回答している。

さらに、当時の代表取締役に申立人の標準報酬月額の減額処理の経緯について、照会したところ、社会保険料数か月を納付できない状態の時に社会保険事務所の担当者の指示に従って行ったものであると回答している。

加えて、申立人に、減額処理に係る社会保険事務所からの説明の有無とA社の代表取締役からの相談の有無について照会したところ、申立人に相談が無いまま、代表取締役が社会保険事務所に同意したものと回答しているが、代表取締役は、社会保険事務所からの減額処理を打診され、申立人である代表取締役会長に連絡、相談をしたとの回答がある。

これらのことから、事実上の事業主である申立人の同意を得ずに代表取締役が、標準報酬月額の減額訂正を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の事実上の事業主として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与していながら、代表取締役から標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する説明を受けていないとして、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 2 月 1 日から 11 年 3 月 23 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社においては、代表取締役で勤務したが、社会保険事務所から呼出しの際に標準報酬月額の減額処理の説明も無く、同意もしていなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年2月から11年2月までは59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月23日以降の同年4月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本によると、設立当初から同社の代表取締役に就任していることが確認できる。

また、申立人は、当時、従業員の給料の遅延はあったとし、保険料の滞納、督促に伴い社会保険事務所から呼び出された際には、会社として社会保険の適用事業所を辞めるように言われたことから、辞めることに同意したと回答している。しかしながら、その際に標準報酬月額の減額訂正処理についての説明は無かったとし、また、同社の社会保険担当者からも減額訂正処理の説明は無か

ったと回答している。

さらに、同社の従業員4人に会社の経営状況を照会したところ、3人から回答があり、うち2人は給料の遅延を認め、そのうち1人は社会保険料の滞納に伴い、督促や呼出しがあったと回答している。

これらのことから、A社の代表取締役である申立人は、社会保険事務所及び同社の社会保険担当者から標準報酬月額引下げの相談等は無かったと回答しているものの、社会保険事務所から呼び出された際に標準報酬月額の減額訂正について何らかの説明を受け、当該訂正処理の届出を行ったものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額減額訂正に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 10 日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額と比べて低い額になっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成 6 年 1 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月は 59 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 6 年 12 月 10 日以降の 7 年 1 月 9 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であることが確認できるほか、申立期間当時に同社において厚生年金保険料の滞納があったこと、同社が倒産前に不渡りを出していること、会社のすべての決裁について代表取締役である申立人が行っていたことを会社関係者が供述していることから、申立人は同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額を減額訂正することに関与していたものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人はA社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 9 月 1 日から 7 年 8 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 8 月 31 日）後の平成 7 年 9 月 13 日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の場合、5 年 9 月から 6 年 10 月までが 53 万円から 8 万円に、同年 11 月から 7 年 7 月までが 59 万円から 8 万円にそれぞれさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、売上げが激減し、銀行からの融資が受けられなくなったことから経営不振になったと供述しており、複数の会社関係者も、経営はずっと苦しく、給料の遅配や未払いがあったと供述している。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において代表取締役に就任していることが確認でき、「会社の実印は自分で管理していた。」という申立人自身の供述や、「社内のことは、最終的に、代表取締役である申立人が判断していた。」という複数の会社関係者の供述から、同社の代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の減額処

理がなされたものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時、子会社に出向していたと供述しているが、会社関係者は、「子会社に出社することはほとんどなかった。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者及び船員保険被保険者として厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 3 月から 19 年 12 月まで
② 昭和 20 年 10 月から 23 年 10 月まで
③ 昭和 23 年 12 月から 26 年 6 月まで
④ 昭和 26 年 9 月から 30 年まで

社会保険事務所に厚生年金保険及び船員保険の加入状況について照会したところ、A社又はB社に勤務した厚生年金保険に係る申立期間①、三県において船乗りとして様々な船に勤務した船員保険に係る申立期間②、D社に勤務した船員保険に係る申立期間③、E社に勤務した船員保険に係る申立期間④の各加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険及び船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間①当時勤務していたとするA社又はB社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録がなく、両社の所在地を管轄する法務局において、いずれの会社についても商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、A社又はB社の事業主及び同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人のA社又はB社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認できず、唯一の証言者として申立人から名前の挙がった親族も、当時のことは憶えていないと供述している。

このほか、申立人について、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人が、「船乗りとして様々な船に勤務したが、船の名前や会社の名前は思い出せない。」としている上、申立期間②当時の事業主及び同僚に関する記憶も無いことから、申立人の生年月日と氏名により、申立てをしている各県に所在する社会保険事務所の記録を調査したが、申立人の記録は確認できなかった。

このほか、申立人について、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③について、申立人が勤務したとするD社は、「申立期間③当時は会社が存在していない。」と回答していることから、申立人が申立期間③にD社に勤務することはできない。

また、申立人が主張する船舶は存在するが、所有者はD社ではなく、別会社であり、当該事業所の船員保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無い。

さらに、申立人が記憶している当時の関係者等は名字のみで人物の特定ができないことから、申立人の勤務状況や船員保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人について、申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間④について、申立人が申立期間④当時勤務したとするE社は、社会保険事務所において船員保険の適用事業所としての記録が無く、類似名称の事業所も見当たらない上、当該事業所が漁業の許可を取得していた可能性のあるF庁、申立人が申立期間④に海難事故に遭遇したとの供述から、当該事故の記録についてG本部等にも確認したが、E社に係る情報は得られなかった。

また、E社の所在地が確認できないこと及び申立人が記憶している当時の同僚は名字のみで人物の特定ができないことから、申立人の勤務状況や船員保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人について、申立期間④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者及び船員保険被保険者として、申立期間①、②、③、及び④に係る厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月 24 日から 33 年 7 月 20 日まで
② 昭和 46 年 2 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。両申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の従業員及び同僚の供述から、申立人が、申立期間も同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、A社は自分の父が経営する会社であり、申立期間の途中から同社の経理・給与計算業務を担当したと供述している。

また、A社の当時の事業主が申立人の父であることから、事業主は、何の理由も無く、昭和 32 年 9 月 24 日に申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、33 年 7 月 20 日に再度資格を取得させる手続を行ったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人の複数の部下は、申立人が申立期間及びその前後において経理課長としてB社に勤務していたとしている。

しかし、雇用保険の加入記録から、申立人は、B社においては昭和 46 年 1 月 31 日に資格を喪失した後、47 年 3 月 1 日に再度資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間に厚生年金保険

の加入記録がある申立人の複数の部下についても、雇用保険の加入記録と一致している。

また、B社の当時の事業主は、申立人が社会保険事務を担当していたので、当時の状況を知っているはずだと供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで

A社には、昭和 34 年から 51 年 3 月まで勤務したが、申立期間は同社と懲戒解雇をめぐる係争中であった。その後和解が成立し、申立期間に係る懲戒解雇が撤回され、職場に復帰した。同社は、平成 10 年 4 月 28 日に社会保険事務所に厚生年金保険被保険者の資格喪失日の訂正の届出を行ったものの、時効により保険料を納付することができず、年金の受給額に反映されない。このため、申立期間についても受給額に反映されるよう厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人は、昭和 34 年 3 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40 年 7 月 31 日に資格を喪失し、50 年 7 月 1 日に資格を再取得し、51 年 4 月 1 日に資格を喪失しており、40 年 7 月 31 日から 50 年 6 月 30 日までの申立期間の被保険者記録が無い。そして、昭和 40 年 7 月 1 日から 50 年 7 月 1 日までの期間は、厚生年金保険法第 75 条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間となっている。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 34 年 3 月 2 日にA社において被保険者となり、40 年 7 月 30 日に同社を離職、50 年 7 月 1 日に再度被保険者となり、51 年 3 月 31 日に離職していることが確認できる。

さらに、昭和 50 年 5 月 * 日のB裁判所における和解調書によると、A社が行った申立人に対する 40 年 7 月 30 日付け懲戒解雇を撤回し、また、同社は申

立人に和解金を支払うこととなっているが、当該和解調書には厚生年金保険料を控除する旨の記載が無く、事業主も、厚生年金保険料を給与から控除していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社における資格取得日（平成3年12月26日）に係る記録を取り消し、平成4年7月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月26日から4年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成3年12月26日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、申立人から提出があった給与明細により厚生年金保険料の控除が認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成21年7月14日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、資格取得日が3年12月26日に、標準報酬月額が36万円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後に、事業主から提出された申立人の賃金台帳から、申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、申立人と同時期にA社に勤務していた従業員の給与明細については、平成4年7月までは手書き、同年8月以降が機械で印字されたものであるのに対し、申立人から提出された同年1月、2月、4月、5月及び6月分の給与明細はいずれも機械で印字されている。

さらに、申立人から提出された上記給与明細の内訳は、事業主から提出された申立人に係る平成5年1月、2月、4月、5月及び6月分の賃金台帳の内訳と一致していることが確認できる。

以上のことから、申立人の給与明細は申立期間のものではなく、翌年の平成5年分であることが確認でき、A社も暦年が誤記された給与明細を発行していたことを認めている。

これら事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和21年7月20日から22年4月1日まで
②昭和22年8月2日から同年11月1日まで
③昭和22年12月15日から23年6月1日まで
④昭和31年5月1日から36年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②、B社に勤務した期間のうちの申立期間③、C社に勤務した期間のうちの申立期間④の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にそれぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の元代表者の所在が不明であり、同社に勤務していた申立人の義兄も死亡しているため、同社やこれらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間に同社に勤務したことが確認できる従業員5人は、いずれも申立人についての記憶が無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の同社の代表者が死亡しており、同社に就職する際に申立人を紹介したとする元従業員の所在も不明であることから、同社やこれらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することがで

きない。

また、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間に同社に勤務したことが確認できる従業員2人に照会したが、回答が得られた1人は、申立人についての記憶が無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④については、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、同社から申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録から当該期間にC社に勤務したことが確認できる同社の代表者及び従業員18人に照会したところ、うち代表者を含む8人は、勤務期間は定かでないが、申立人を記憶しているとしている。

しかしながら、複数の従業員は、厚生年金保険の加入日が入社日より1年から3年遅れていたとしていることから、C社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことが推認できる。

また、昭和34年6月8日にC社において厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員が所持している給与明細をみると、同年4月分及び同年5月分は無いが、同年3月分までの給与からは社会保険料が控除されておらず、同年6月分以降の給与から保険料が控除されていることが確認できることから、同社では、厚生年金保険に加入するまでの期間については、保険料を控除していなかったと考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立期間のうち昭和36年4月から同年10月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から 11 年 11 月 30 日まで
社会保険事務所から連絡があり、代表取締役を務めていたA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 11 年 11 月 30 日より後の同年 12 月 21 日付けで、申立人の標準報酬月額は、10 年 2 月から 11 年 10 月までの期間、59 万円が 30 万円に遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、日ごろからA社の代表者印を自分で管理し、経理も自分が担当しており、平成 11 年には、厚生年金保険料の滞納があったため、社会保険事務所に相談したとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 38 年 8 月から 39 年 5 月まで
②昭和 42 年 1 月から同年 12 月まで
③昭和 43 年 7 月から 45 年 6 月まで
④昭和 45 年 8 月から 47 年 3 月 13 日まで
⑤昭和 48 年 4 月から 49 年 9 月まで
⑥昭和 48 年 9 月から 49 年 1 月まで
⑦昭和 49 年 1 月から同年 5 月まで
⑧昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月まで
⑨昭和 52 年 8 月から 53 年 1 月まで
⑩昭和 53 年 11 月から 54 年 7 月まで
⑪昭和 54 年 7 月から 55 年 1 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③、D社に勤務した期間のうちの申立期間④、E社に勤務した申立期間⑤、F社に勤務した申立期間⑥、G社に勤務した申立期間⑦、H社に勤務した申立期間⑧、I社に勤務した申立期間⑨、J社に勤務した申立期間⑩及びK社に勤務した申立期間⑪の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にそれぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の事業主は所在不明のため、当該期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできないが、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により

当時同社に勤務していたことが確認できる元従業員は、勤務期間は定かでないが、申立人が同社に勤務していたとしている。

しかし、A社の元経理担当者は、当時、約半数の従業員が厚生年金保険に加入していなかったと供述しており、上記被保険者名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年4月1日に16人中8人が取得していることが確認できる上、当該被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

申立期間②については、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の元事業主及び当該期間に同社に勤務していた元従業員も死亡していることから、同社やこれらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間③及び⑦については、申立期間③のC社の元従業員、申立期間⑦のG社の元事業主の妻は、勤務期間は定かでないが、申立人が同社に勤務していたとしている。

しかし、C社の事業主は、申立人が同社で勤務していた記録は残っていないとしており、G社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の元事業主も死亡している上、申立人の勤務を確認できる資料も残っていないとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間④については、D社の元従業員3人は、勤務期間は定かでないが、申立人が同社に勤務していたとしている。

しかし、雇用保険の加入記録では、申立人が当該期間にD社に勤務していたことが確認できず、同社では、当時の資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

また、社会保険事務所のD社に係る事業所別被保険者名簿から、同社において申立人と同時期に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員5人のうち、4人については、同時に雇用保険に加入していることが確認できる。

申立期間⑤、⑥及び⑪については、申立期間⑤のE社、申立期間⑥のF社及び申立期間⑪のK社の事業主等が死亡又は所在不明の上、いずれの会社も社会保険庁のオンライン記録に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、会社の所在地を管轄する法務局においても法人としての商業登記の記録が確認できないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間⑧については、H社は、当時の資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしており、同僚も申立人と同じ時期に同社に勤務していたことはないとい

述している。

また、H社は、当該期間には厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社の事業主は、その間厚生年金保険料を給与から控除することはないとしている。

申立期間⑨については、I社の事業主は、当時の資料を保存していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしており、同僚も申立人について記憶が無いと供述している。

また、I社の事業主は、当時、従業員の中には、希望により厚生年金保険を含む社会保険に加入しない者もいたとしている。

申立期間⑩については、J社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の元事業主の所在が不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、雇用保険の加入記録は、昭和56年3月16日から同年8月15日までの期間となっているため、申立人が同社に当該期間に勤務したことが確認できない。

さらに、J社は、当該期間及び申立人の雇用保険の加入期間に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社の元従業員は、同社が適用事業所に該当しなくなった後、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間①から⑩における厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑩に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 7 日から 43 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人が記憶していた同僚 25 人のうち 14 人が、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 43 年 5 月 1 日からA社で厚生年金保険に加入しているが、上記の同僚 14 人のうち 7 人については、いずれも申立人の資格取得日以前に資格を喪失しており、さらにこのうちの一人から、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことを記憶している旨の供述が得られたことから、申立人は、申立期間のうち少なくとも一部の期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の同僚 25 人のうち他の 11 人については、A社における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

また、前述の被保険者名簿から照会を行った、上記の同僚以外の従業員 1 人が、自身の厚生年金保険の加入時期は、A社に入社した 7 か月か 8 か月後である旨供述していることから、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしておらず、また、加入記録が確認できる従業員に関しても、入社後すぐには手続が行われていなかった可能性がうかがわれる。

このほか、A社は、昭和 58 年 6 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所ではな

くなっている上、申立人の申立期間当時における勤務の実態や同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて、当時の事業主からの供述も得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 2 月 28 日まで

社会保険庁の記録で、A社に在職していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の額と相違していることがわかった。同社では代表取締役をしていたが、社会保険の手続には関与していないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社に係る厚生年金保険加入期間の標準報酬月額が、当初、平成 5 年 4 月から同年 9 月までの期間については 50 万円、同年 10 月から 6 年 1 月までの期間については 30 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 2 月 28 日の後の同年 3 月 28 日付けで、5 年 4 月までさかのぼって 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時及び前述の減額訂正処理が行われた時点において、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間当時におけるA社の厚生年金保険の納付状況を直接確認できる資料は収集できないものの、申立人の妻は、平成 6 年 3 月ごろには 1 か月から 2 か月分として 60 万から 80 万円の保険料を滞納していたことを認めており、元従業員も、時期は不明だが、残業手当が支給されなかったり、工場が部分的に閉鎖されたりしたこともあったと供述している。

さらに、従業員 1 人が、平成 6 年に申立人の妻から「仕事が減少して厚生年金保険料の納付が続けられなくなった。各自で国民年金に加入してほしい。」と説明されたことを記憶しており、全喪日と同日に厚生年金保険の被保険者資

格を喪失した従業員5人のうち3人が、同日付で国民年金に加入していることが確認できることから、少なくとも適用事業所ではなくなる旨の処理が行われた日の直前においては、A社は資金繰りが思わしくなく、厚生年金保険料の納付にも苦慮していたと考えられる。

加えて、申立人の妻は、自身及び代表取締役の資格喪失届や、A社が適用事業所ではなくなる旨の処理を誰が行ったかは不明としているものの、平成6年3月ごろに管轄の社会保険事務所で社会保険の加入を辞められないかとの相談をし、事務所職員に言われるままに何らかの書類を作成し、印鑑を押したとも供述している。

一方、申立人は、社会保険関係の処理は妻が担当しており、A社の代表者印は申立人自身が管理していたが、妻が社会保険事務所に出向く際には妻に持たせていたと供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録から、夫である申立人の資格喪失処理に際し、申立人に交付されていた健康保険被保険者証及び同遠隔地証が返納されたこと、申立人自身が、A社が適用事業所ではなくなった日と同日付けで国民年金に加入し、その保険料の納付を開始していること、申立人の妻については、適用事業所ではなくなった日と同日付けの国民年金被保険者種別変更届(第3号被保険者から第1号被保険者)が提出されており、当該届出内容の記録が平成6年9月8日に処理されていることが確認できる。

さらに、前述の従業員による申立人の妻から国民年金への加入を指示されたとの供述を考え合わせると、A社が適用事業所ではなくなった旨及び申立人の標準報酬月額減額訂正に係る処理を、代表取締役である申立人が承知していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた申立人の妻の当該行為についての責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 7 年 5 月 25 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無かった。申立期間に厚生年金保険料を控除されていた記憶があるし、事業主もそのように言っている。申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の代表者は、当時の賃金台帳等資料を保有していないことなどから、申立人の勤務状況、保険料控除等を確認することができないが、当時は、採用後3か月経過した時点で、従業員に厚生年金保険の加入について希望を聴取し、加入を希望しない従業員には厚生年金保険に加入させないこととしており、その者の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えられないと回答している。

また、申立人の記憶している同僚3名のうち、2名は、A社における厚生年金保険の加入記録が無く、厚生年金保険の加入記録がある1名は、厚生年金保険に加入している従業員と加入していない従業員がいたと供述している。

さらに、A社に係る社会保険庁のオンライン記録から、申立期間当時被保険者であったことが確認できた従業員9名のうち、7名とは連絡が取れず、残り2名とは連絡が取れたものの、申立人の保険料控除について供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 8 年 3 月 12 日まで
社会保険庁のオンライン記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が遡及して減額処理されている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は当初、30 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 2 月 29 日）の後の 8 年 3 月 12 日付けで、6 年 8 月 1 日に遡及して、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に減額処理されている。

一方、商業登記簿により、申立人は、平成 8 年 2 月 5 日にA社が解散するまで同社の代表取締役であり、上記減額処理が行われた当時、申立人は清算人であったことが確認できる。

また、申立人は、金融関係のトラブルが原因で厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所から差押えを受けたと供述している。

さらに、申立人は、コンサルタント事務所にA社の社会保険事務を依頼していたと主張しているが、当該事務所とは連絡が取れず、当時の状況を確認することはできない。

加えて、申立人は、A社の代表者印等は自身が保管していたと供述していることから、社会保険事務所が、同社を代表する清算人であった申立人の一切の関与も無く、無断で上記減額処理を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社を代表する清算人として自らの

標準報酬月額の特減処理に關与しながら、当該特減処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社を昭和 62 年 2 月 28 日に退職し、3月は国民年金保険料を納付しているので、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の記録では、A社における申立人の離職日は昭和 62 年 2 月 27 日であり、社会保険事務所における厚生年金保険の記録と一致している。

また、B社から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、備考欄に「退職 2.27」と記入され、申立人の資格喪失日が昭和 62 年 2 月 28 日として届出されていることが確認できる。

さらに、B社は、上記資料のほかに人事記録、賃金台帳等の資料は無く、申立人の申立期間の勤務状況、保険料控除等を確認することはできないが、昭和 62 年 2 月 27 日は当月の最終営業日であることから、申立人は通知書の記載のとおり 2 月 27 日に退職したと考えられ、申立人の申立期間に係る保険料を控除していたとは考えられないと回答している。

加えて、申立人と同様に、昭和 62 年 2 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員 3 名とは連絡が取れず、申立人の申立期間の勤務状況、保険料控除等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年12月15日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年12月15日）に、4年10月及び5年10月の算定の記録を取り消して、さかのぼって8万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立期間に係る標準報酬月額の引下げが行われた当時、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は当時、A社において社会保険料の滞納があったことを認めており、社会保険事務所から各種文書が来ていた旨供述している。

さらに、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことについて、社会保険料の支払が負担になったため厚生年金保険から脱退することを承知していた旨供述しており、自身の標準報酬月額を減額訂正することに関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5608

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月から33年6月まで
② 昭和36年4月から37年5月10日まで
③ 昭和43年から45年まで
④ 昭和46年から相当期間

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間①のA社に勤務していたとする期間、申立期間②のB社に勤務していたとする期間、申立期間③のC社に勤務していたとする期間及び申立期間④のD社に勤務していたとする期間に、厚生年金保険に加入し厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和30年5月から33年6月までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社については、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、所在地を管轄する法務局には同社と同名の事業所の商業登記は確認できるが、昭和29年12月*日付けで解散しており、代表者等の連絡先も分からないため、申立人の勤務状況等を確認できない。

また、申立人は、A社の代表者の名前を記憶しておらず、記憶している同僚についても特定することができないため、申立人の勤務状況等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、申立人は、B社に申立期間②を含む昭和36年4月から37年6月8日まで継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年11月1日であり、申立期間②の一部は適用事業所となっていない。また、B社はその後適用事業所でなくなっており、代表者等の連絡先も分からないため、申立人の勤務状況等を確認できない。

また、申立期間②当時、B社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に申立人の同社における勤務状況等を照会したが、回答のあった従業員から申立人の勤務状況や保険料控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、上記のうち4名の従業員は、B社に入社当初は日雇い又は臨時雇いのような扱いで、すぐには厚生年金保険に加入できなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間③について、申立人は、C社に昭和43年から45年ごろまで勤務していたと申し立てているところ、同社の当時の従業員の供述から、勤務期間は明確でないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録により、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和44年7月11日であり、申立期間③の一部は適用事業所となっていない。また、C社はその後適用事業所でなくなっており、代表者等の連絡先も分からないため、申立人の勤務状況等を確認できない。

また、申立期間③当時、C社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に申立人の同社における勤務状況等を照会したが、回答のあった従業員から申立人の勤務期間や保険料控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、上記のうち申立人を記憶していた1名の従業員は、申立人は若い職人を連れて仕事をしていた記憶があり、請負業者としてC社に出入りしていた旨供述している。

このほか、社会保険事務所のC社に係る厚生年金保険被保険者原票に欠番は無い上、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 申立期間④について、申立人は、D社に昭和46年から長い期間勤務していたと申し立てているところ、同社の当時の役員の供述から、勤務期間は明確でないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録により、D社は、昭和52年12月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、解散している。また、上記の役員は、「申立

人はD社で勤務していたが、その期間については記憶していない。同社は季節によって従業員数が変わり、臨時工が多かった。申立人は、溶接が上手だったが臨時工だった。また、当時、臨時工は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、申立期間④当時、D社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に申立人の同社における勤務状況を照会したが、上記役員以外に申立人を記憶している従業員はいなかった。

このほか、社会保険事務所のD社に係る厚生年金保険被保険者原票に欠番は無い上、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、申立人が厚生年金保険被保険者として、それぞれの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月1日から13年2月20日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料と見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成12年9月は59万円、同年10月から13年1月までの期間は62万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年2月20日）の後の同年4月12日付けで、さかのぼって11万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、商業登記簿謄本から当時、A社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立期間当時、A社の関係者は、同社の景気が悪く、社会保険料の納付も難しかったと思うと供述している上、金融機関から提出のあった同社の社会保険料振替口座の記録によれば、平成12年9月から13年1月までの期間の社会保険料が振替されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、A社における社会保険事務関係の届出を行っており、同社の厚生年金保険の適用事業所の全喪に係る手続きを行ったと供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではな

いと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年2月1日から39年3月24日まで
②昭和40年4月21日から42年10月1日まで
③昭和43年7月1日から45年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②並びにB社に勤務した申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれも勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社における当時の代表者の所在が不明なことから、申立人の申立期間①における勤務実態や給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人の同僚は、申立人がA社に勤務していたと記憶しているが、申立人のA社への入社日や勤務期間中の厚生年金保険の加入状況は不明であると供述している。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を前記の人物以外は記憶していないことから、A社の厚生年金保険被保険者名簿により、昭和37年6月19日から39年5月16日までの期間に厚生年金保険に加入していたことが確認できる16名の従業員に照会したところ、回答があった8名全員が申立人のことを記憶していなかった。

加えて、上記のA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①について申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号は連続しており同名簿の記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者期間であった昭

和 39 年 3 月 24 日から 40 年 4 月 21 日までの期間及び 42 年 10 月 1 日から 43 年 6 月 25 日までの期間は雇用保険への加入が確認できるものの、申立期間①については雇用保険の加入記録は無く、また、厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は当時の同僚の氏名を前記 1 の人物以外は記憶していないことから、社会保険事務所における A 社の厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 40 年 5 月 1 日から同年 8 月 25 日までの期間に厚生年金保険に加入していたことが確認できる 11 名の従業員に照会したところ、回答があった 7 名のうち 1 名は、「昭和 40 年 8 月ごろに申立人が勤務していたことを知っているが、申立人は本人の希望で厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答しており、その他の 6 名は申立人のことを記憶していなかった。

また、上記従業員が氏名を記憶していた他の従業員は、「昭和 40 年 4 月当時社内は混乱しており、給与や社会保険の取扱いが変わり、厚生年金保険の加入は希望制になった。」としている。

さらに、上記の A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 40 年 4 月 21 日に申立人の被保険者資格喪失の記録が確認できるが、記載内容に訂正などはなく不自然な点は見受けられない。

加えて、A 社の厚生年金保険被保険者名簿において昭和 42 年 10 月 1 日に申立人を含めて 30 名が被保険者資格を取得しているのが確認できるが、申立人の年金記号番号は新規に取得した番号が付番されている。

このほか、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録は無く、厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③については、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所における B 社の厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 43 年 1 月 21 日から 44 年 6 月 3 日までの期間に厚生年金保険に加入していたことが確認できる 17 名の従業員に照会したところ、回答があった 9 名全員が申立人のことを記憶しておらず、このうち、当時の給与年金事務を担当していた従業員 1 名は、「当時 B 社では、厚生年金保険の加入は希望制であり、多くの未加入者がいた。」としている。

また、B 社から、昭和 43 年当時の同社の労働者名簿には申立人の氏名は

見当たらないとの回答があり、申立人の申立期間③における勤務状況や給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B社が昭和42年6月1日から加盟しているD厚生年金基金から、申立人は厚生年金基金に加入していなかったとの回答がある上、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間について申立人の記録は見当たらず、健康保険番号に欠番も無く記載内容に不自然さは見られない。

このほか、B社における申立人の雇用保険の加入記録は無く、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A病院に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同病院に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された申立人に係る在職証明書及び人事記録から、申立人が申立期間において、継続して同病院に勤務していたことが確認できる。

しかし、A病院では、同病院が保管している「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に申立人の氏名が登載されていないことから、申立人について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと回答している。

また、A病院の人事記録において、申立期間と同時期に採用され申立人と同様の業務に従事していたことが確認できる職員1名は、社会保険事務所の同病院に係る被保険者名簿において加入記録が無いことから、同病院は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないものと考えられる。

さらに、上記人事記録によると、申立期間当時、採用後1年から3年経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者が2名おり、同病院は、従業員全員を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から 19 年 1 月 26 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。これは、同社が厚生年金保険の加入手続を怠っていたためであり納得いかない。社会保険事務所が同社に対して加入手続を行うよう指導すべきであったのだから、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する勤務実績表等から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社から提出された申立人に係る平成 17 年分から 19 年分の源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立期間の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社が保有する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によれば、申立人は、社会保険事務所の記録どおり、平成 19 年 1 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立人は、平成 17 年 4 月から 18 年 5 月 25 日までの期間はパートタイムとして勤務し、その後は契約社員となっており、当時はいずれも厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかった。その後、申立人の強い希望により 19 年 1 月 26 日に厚生年金保険に加入させた。」と回答している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間のうち、平成 17 年 12 月から 18 年 12 月まで、国民年金に加入し、保険料を納付していることが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から 7 年 11 月 2 日

社会保険事務所の訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 6 年 1 月から 7 年 10 月までの期間は 30 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7 年 11 月 2 日）の後の同年 12 月 15 日に、申立人を含む 6 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、6 年 1 月から同年 10 月までの期間は 8 万円、同年 11 月から 7 年 10 月までの期間は 9 万 2,000 円へと訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該処理が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社は多額の負債を抱えていたが、厚生年金保険料は滞納していなかった。倒産する 1 か月くらい前に手形を盗まれ、資金繰りが苦しかった。」旨供述している。しかしながら、同社の複数の従業員は、「当時、社会保険事務所の担当者が来社し、厚生年金保険料の滞納について話していた。」旨供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、平成 5 年 10 月の申立人の標準報酬月額（53 万円）の記録が同年 11 月に取り消され、同年 4 月にさかのぼって 30 万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた行為については責任を負うべきであり、当該行為の結果である標準報酬月額が減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 20 日から同年 10 月 11 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 36 年 3 月 27 日に入社し同年 10 月 10 日まで勤務したのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の退職日は昭和 36 年 10 月 10 日としているが、同社は、平成 8 年 6 月に解散しており当時の従業員に関する資料を保存しておらず、また、昭和 33 年 3 月に同社に入社し、後に同社の後継会社を引き継いだ申立期間当時の事業主の子息は、申立人のことは記憶に無いと供述している。

また、申立人が記憶している同僚は、昭和 36 年 7 月 31 日に退職しているが、自身が退職したときに申立人が在職していたかは不明と供述しており、申立人も自身が退職したときに当該同僚が在職していたかは不明としていることなどから、申立人の申立期間の勤務の実態については不明である。

さらに、社会保険事務所におけるA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の喪失年月日欄には昭和 36 年 5 月 20 日と記載されており、記載内容には不自然さは無い。また、同年 8 月 1 日在職者を対象者とする同年 10 月の算定基礎届に係る記録が記載された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5617

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 6 月 1 日から 4 年 4 月 30 日まで
② 平成 7 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

社会保険庁の戸別訪問（2 万件調査）により、A 社に代表取締役として勤務した申立期間①及び B 社に代表取締役として勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録により、申立期間①の標準報酬月額は、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 4 年 4 月 30 日の 1 週間後の同年 5 月 7 日付けで、3 年 6 月から同年 11 月まで 53 万円、同年 12 月から 4 年 3 月まで 30 万円がそれぞれ 8 万円に遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、「会社の実印は自分が管理していた。社会保険事務所から標準報酬月額の遡及訂正について説明を受けたとすれば、自分が押印したかもしれない。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額訂正を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 社会保険庁のオンライン記録により、申立期間②の標準報酬月額は、B 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 7 年 11 月 30 日の 1 週間後の同年 12 月 6 日付けで、同年 6 月から同年 10 月まで 59 万円が 9 万

2,000 円に遡^{そきゅう}及^{そきゅう}して訂正されたことが確認できる。

一方、B社の元従業員は、「会社の業績は相当苦しかった。」と供述しており、同社が社会保険事務所に登録していた振替口座から平成7年6月1日から同年12月31日までの期間に社会保険料の引き落としが無いことが確認できることから、申立期間当時、保険料を滞納していたことが推認できる。

また、申立人は、「会社の実印は自分が管理していた。社会保険事務所から標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及^{そきゅう}訂正について説明を受けたとすれば、自分が押印したかもしれない。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額訂正が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から2年1月1日まで
② 平成2年1月1日から同年12月21日まで

社会保険庁の戸別訪問（2万件調査）により、A社に営業担当取締役として勤務した申立期間①及び②の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、平成元年4月1日の月額変更で14万2,000円に変更し以後2年1月1日の月額変更まで継続しており、遡^{そきゅう}及訂正が行われた形跡が無いことが確認できる。

また、A社の元総務担当取締役及び同社の元従業員3人に申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額を照会したが、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料の控除について、具体的な証言が得られない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持していないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除を確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった(以下「全喪」という。)平成2年12月21日以降の3年1月7日付けで、2年1月から同年11月まで41万円が10万4,000円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されたことが確認できる。

一方、A社の元総務担当取締役及び同社の元従業員3人が「当社の経営状況は悪かった。」と供述している上、同社が登録していた社会保険料振替口座の預金明細表により、平成元年1月以降全喪までの間に保険料の引き落としがあったのは同年5月の1か月分しかないことが確認できることから、申立期間当時、同社では社会保険料を滞納していたことが推認できる。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間②当時、同社の取締役であったことが確認できる上、同社の元総務担当取締役及び同社の複数の元従業員はいずれも、「申立人が当社のお金のやり繰りをして実権をもって会社を動かしていた。」と供述している。

さらに、申立人が「会社の実印は金庫に保管していて、鍵は自分と代表取締役がそれぞれ持っていた。」と供述していることから、会社の経営に権限を有していた申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の訂正がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和27年6月22日から31年10月ごろまで
②昭和40年4月1日から同年5月15日まで
③昭和40年12月1日から42年3月ごろまで
④昭和45年3月ごろから47年5月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及び③、C社に勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①、②、③及び④の期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和31年10月ごろまで継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和28年9月14日から29年4月30日までの期間及び30年10月1日から31年9月1日までの期間について、申立人には、それぞれ別の事業所における厚生年金保険の加入記録があり、このことについて、申立人は、「両事業所に勤務したことは間違い無く、A社と同時に勤務することは無い。」と供述していることから、当該期間において、申立人がA社に勤務していたとは認められない。

また、申立人は、A社の同僚の1人について、「自分がA社を退職した1年から2年後に同社を退職した。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録では、当該同僚のA社における資格喪失日は、申立人の資格喪失日から1年程度後の日付で記録されている。

さらに、申立人の別の同僚は、「申立人は、長くても3年ほどしか勤務して

いなかった。」と供述している。

申立期間②及び③について、申立人は、B社に、昭和40年4月1日に入社し、42年3月ごろに退職したと申し立てている。

しかしながら、申立人のB社における雇用保険の加入記録は昭和40年5月15日から同年11月30日までとなっており、厚生年金保険の加入期間と一致している。

そして、B社の当時の経理担当者は、「B社では、入社と同時に厚生年金保険、健康保険、雇用保険に同時に加入させており、また、在籍中の社員の厚生年金保険の資格を喪失させる取扱いはなかった。」と供述している。

申立期間④について、申立人は、C社に昭和45年3月ごろから47年5月ごろまで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、C社は、昭和41年9月7日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間④においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、C社は既にその事業を廃止している上、当時の代表者の連絡先は不明であることから、同社及び当該代表者から、申立人の申立期間④における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、C社の元従業員の1人は、「C社は、昭和41年9月ごろに倒産した。」と供述している。

なお、申立人は、「自分は、C社の役員であった。」と供述しているところ、申立人が自身と同様にC社の役員であったと記憶している同僚についても、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月ごろから37年3月1日まで
② 昭和37年4月20日から同年12月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和36年1月ごろから37年12月ごろまで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における勤務期間がわずか1か月ということはないので、申立期間の前後の厚生年金保険の加入記録から、同社には、昭和36年1月ごろから37年12月ごろまで継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人は、A社で一緒に勤務した同僚を1人記憶しているが、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚の氏名は見当たらず、その所在も不明であるため、申立人の勤務の状況等について、供述等を得ることができなかった。

そこで、上記の被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員のうち、所在の判明した27人に申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立人と同じ営業所に勤務した従業員5人を含む23人から回答を得たが、いずれも申立人のことを記憶していなかった。

さらに、複数の同僚から、「A社では、試用期間があり、運転手は入れ替わ

りが激しかったので、社会保険への加入については様子を見ていた。」との供述があった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 42 年 4 月 10 日から 43 年 5 月 31 日まで
②昭和 43 年 6 月 1 日から 45 年 5 月 31 日まで
③昭和 45 年 6 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで
④昭和 55 年 9 月 1 日から 56 年 12 月 31 日まで
⑤昭和 57 年 1 月 1 日から 58 年 9 月 30 日まで
⑥昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 12 月 31 日まで
⑦昭和 60 年 5 月 25 日から 61 年 10 月 31 日まで
⑧昭和 62 年 9 月 1 日から 63 年 9 月 30 日まで
⑨昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 9 月 10 日まで
⑩平成 2 年 2 月 10 日から同年 9 月 16 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③、D社に勤務した申立期間④、E社に勤務した申立期間⑤、F社に勤務した申立期間⑥、G社に勤務した申立期間⑦、H社に勤務した申立期間⑧、I社に勤務した申立期間⑨及びJ社又はK社に勤務した申立期間⑩の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間①当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の代表者の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明

であり、当該代表者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間①において、国民年金の被保険者となっており、当該期間はすべて、保険料納付済期間とされている。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社に勤務していた期間についての申立人の記憶は明確ではない。

また、B社の代表者は、申立期間②当時の同社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間②における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

さらに、申立人が記憶している当時の上司及び社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間②において、国民年金の被保険者となっており、当該期間はすべて、保険料納付済期間とされている。

なお、社会保険事務所の記録では、B社の子会社であるL社は、昭和44年2月17日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、43年6月1日から44年2月17日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、L社の代表も兼務していた上記代表者は、同社が厚生年金保険に加入する前に、従業員の給与から保険料を控除することはなかった旨供述している。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社に勤務していた期間についての申立人の記憶は明確ではなく、申立期間③のうち、昭和49年9月17日から同年10月6日までの期間については、ほかの事業所における厚生年金保険の加入記録があることから、申立人が当該期間にC社に勤務していたとは認められない。

また、申立人が申立期間③当時勤務していたとするC社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、C社の代表者、上司及び同僚の姓を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間③（ほかの事業所における厚生年金保険の加入記録がある昭和49年9月17日から同年10月6日までの期間を除く。）において、国民年金の被保険者となっており、当該期間はすべて、保険料納付済期間とされている。

申立期間④について、申立人は、D社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間④当時勤務していたとするD社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、法務局の商業登記簿の記録では、同社は、昭和63年8月16日に設立されており、申立期間④においては、法人として登記されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、D社の代表者の氏名及び同僚の姓を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間④において、国民年金の被保険者となっており、当該期間はすべて、保険料納付済期間とされている。

申立期間⑤について、申立人は、E社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間⑤当時勤務していたとするE社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、E社の代表者及び同僚の姓を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間⑤において、国民年金の被保険者となっており、当該期間はすべて、保険料納付済期間とされている。

申立期間⑥について、F社の代表者の供述から、申立人が、期間は明らかではないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、F社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、F社の代表者は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった旨の届出を社会保険事務所に行ったことは無く、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人は、国民年金の被保険者として、申立期間⑥のうち、昭和58年10月から59年3月までの分及び同年10月から同年12月までの分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑦について、申立人がG社に勤務していたときの名刺を保管していること及び複数の同僚の供述から、勤務期間は明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、G社の従業員の1人は、「社会保険の手続は、社長がすべて行っていた。厚生年金保険への加入は、社長と従業員との間の話合いで決められていたはずである。」と供述しており、また、別の従業員が保管する当時の労働者名簿では、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている19人全員

の名前が確認できるが、申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立期間⑦において、申立人のG社における雇用保険の記録は無い。

加えて、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間⑦において、国民年金の被保険者となっており、当該期間はすべて、保険料納付済期間とされている。

申立期間⑧について、申立人は、H社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間⑧当時勤務していたとするH社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、H社の代表者の姓を記憶していたが、その連絡先は不明であり、当該代表者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間⑧において、国民年金の被保険者となっており、当該期間はすべて、保険料納付済期間とされている。

申立期間⑨について、申立人は、I社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間⑨当時勤務していたとするI社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、I社での上司、同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間⑨において、国民年金の被保険者となっており、当該期間はすべて、保険料納付済期間とされている。

申立期間⑩について、申立人は、J社又はK社に勤務していたと申し立てている。

しかし、J社及びK社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、K社は、申立期間⑩当時の同社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立期間⑩における申立人の同社での勤務の実態を確認することができないとしており、さらに、同社の代表者は、「K社が厚生年金保険の適用事業所となった旨の届出を社会保険事務所に行ったことは無く、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことは無い。K社を設立する前はJ社の取締役であったが、同社も厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間⑩において、国民年金の被保険者となっており、当該期間はすべて、保険料納付済期間とされている。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 1 日から 5 年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 3 年 9 月から 5 年 6 月までは 53 万円、同年 7 月は 50 万円と記録されていたところ、申立人が代表取締役を務めていた A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 5 年 8 月 31 日より後の同年 11 月 5 日付けで、申立人及びその配偶者の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

そして、申立人は、上記減額訂正について、「平成 5 年 8 月ごろ、経営上のトラブルから、夫婦で身を隠さざるを得なくなった。標準報酬月額を引き下げた話をされたり、書類を作成したりした記憶は無い。」と主張している。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人及びその配偶者に係る平成 5 年 8 月 31 日の被保険者資格の喪失に伴い、いずれの政府管掌健康保険の被保険者証も社会保険事務所に返納されており、また、当該資格喪失処理と上記の減額訂正処理は同日に行われていることが確認できる。

さらに、A 社の複数の元従業員は、申立人とその配偶者が同社の経理事務を担当していた旨供述しており、申立人は、「会社の印鑑は自分が持っていた。」と供述している。

加えて、A社の元従業員の一人は、「国税の滞納を指摘されたので、社会保険事務所にも照会したところ、社会保険料の滞納があると言われたことを記憶している。」と供述していることから、同社は、当時、厚生年金保険料等の支払に苦慮していたと考えられる。

これらのことから判断すると、上記の減額訂正処理について、社会保険事務所が、A社の代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額減額訂正処理に関与又は同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 13 年 11 月 6 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、現実の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 10 年 7 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 13 年 10 月までは 62 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 13 年 11 月 6 日より後の同年 11 月 15 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、さかのぼって 20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

そして、申立人は、「社会保険料の滞納はあった。3、4か月分はあったかもしれない。」と供述しているが、上記減額訂正については、「自分は関知していない。経理担当部長が行ったと思う。会社倒産後、社印は、当該経理部長に預けていた。当該経理部長が何回も社会保険事務所に行っていたことを覚えている。」と供述している。そこで、当該経理部長に対し、繰り返し照会を試みたものの、返事や応答が得られなかった。

これらのことから、上記減額訂正に係る届出については、A社の経理部長が行った可能性もうかがえる。

しかしながら、申立人は自らがA社の経営について権限を有していた旨及び

業務執行に係る社員の行動は代表取締役である申立人の責任の下に行われていた旨を述べている。

これらの事情を総合的に判断すると、業務執行に係る社員の行動は自らにも責任があると述べているA社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 21 日から 58 年 3 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に訪問販売員として勤務していた昭和 57 年 5 月 21 日から 58 年 3 月ごろまでの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社の当時の代表者は、「申立人のことは記憶に無い。また、申立期間当時、訪問販売員は正社員とパートの比率が半々くらいであり、正社員は雇用保険と厚生年金保険に加入させたが、パート勤務の訪問販売員の場合は加入させていなかった。また、訪問販売勤務は主婦が多いことから、長く勤務する者は少なかった。」と供述している。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している8名の同僚に照会したところ、連絡の取れた5名のうち1名は、「申立人は、義弟と同じ会社に勤務していたので良く知っているが、入社してすぐに退職したと聞いたので申立期間には勤務していなかったはずだ。」と供述し、もう1名は、「訪問販売員の出入りは激しかった。また、申立人の勤務期間については記憶に無いものの、申立人は入社して間もなく退職したと思う。」と同様の供述をしている。さらに、他の3名は、「申立人のことは記憶にあるものの、申立人の勤務期間について分からない。」と供述している。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会

したところ、連絡の取れた1名は、「申立人のことは記憶に無いものの、同社では厚生年金保険と雇用保険には入社から退職までの全期間について加入させる取扱いであった。」と供述しているところ、申立人に係るA社における雇用保険の加入記録は社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から 12 年 3 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在籍していたことが商業登記簿謄本により確認でき、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年6月から12年2月までの期間については26万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成12年3月30日）の後の平成12年4月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立期間については9万2,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「平成11年ごろ社会保険事務所に社会保険料の支払いについて相談に出向いた時、社会保険事務所の担当者から社会保険料の支払についての提案があり、やむを得ず従った。」と供述していることから、申立期間当時、同社には厚生年金保険料の滞納があったことが推認できる。

また、申立人は、「同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる手続については、社会保険事務所の指導で自分が関係書類を作成して提出した。同社の代表者印は自分が保管しており、自分以外は勝手に使用できなかった。」

と供述している。

さらに、A社の顧問社会保険労務士は、「同社の顧問をしていたが平成8年4月に当該事業所の所在地変更の手続をしたのが最後で、その後は同社における社会保険関係の手続は行っていない。」と供述し、同社の顧問税理士は、「同社の顧問ではあったが、破産時には顧問をしていない。また、自分は同社における社会保険関係の手続を行うことはない。」と供述している。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点では、申立人以外に事業所の従業員がいないことから、同社の代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の変更処理が行われたとは考え難い。これらのことから、申立人は自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月1日から53年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社では代表取締役として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和51年6月1日の後の53年11月29日付けでさかのぼって、申立人の同社における被保険者資格喪失日が、51年1月1日と記録されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間についてA社の代表取締役として勤務していたと申し立てているところ、同社の商業登記簿は保存年限が経過しているため、申立人が申立期間について同社の代表取締役であったことを確認することはできない。

しかしながら、申立人の資格喪失日が記録訂正された当時、申立人は別の事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該事業所は、その名称から、申立人が申立期間以前に代表取締役であった事業所をA社が吸収合併した後の会社であることがうかがえる。

また、申立人は、A社における従業員に関する社会保険関係の届出を行っていたと供述しているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時、代表取締役として登記されている者は、「同社に在籍していたことはない。同社の代表者印は申立人が管理していたはずである。」と供述していることから、申立人がA社の実質的な代表者であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている実質的な代表者として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である資格喪失処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る資格喪失日の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、A社における平成3年3月から8年1月5日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成8年1月5日から16年3月31日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月から8年1月5日まで
② 平成8年1月5日から16年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「A社における申立期間①当時の賃金台帳や厚生年金保険に関する資料を保有していないため、厚生年金保険料の控除等について確認できない。」と供述している。

また、社会保険事務所におけるA社の被保険者縦覧照会回答票から、複数の従業員に照会したものの回答が無いため、当該従業員から当時の状況について聴取できない。

なお、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、B社において昭和52年12月1日から平成8年6月21日まで厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社において申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった平成16年3月31日以降の同年4月9日付けで、申立人の標準報酬月額記録は、12年10月から16年2月までの期間については9万8,000円と記録されていた標準報酬月額が一度取り消され、8年1月から12年9月までの期間については30万円から9万8,000円にさかのぼって引き下げられており、12年10月から16年2月までの期間については、再度9万8,000円と記録されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「社会保険事務所に行った際に、社会保険事務所の担当者から社会保険料の滞納額を解消する方法として自分の標準報酬月額をさかのぼって引き下げるよう提案され、内容がよく分からないまま書類を作成し、提出した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年2月から63年5月1日までの期間及び平成5年3月31日から9年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、昭和63年9月1日から平成5年3月31日までの期間及び14年7月1日から18年6月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月から63年5月1日まで
② 昭和63年9月1日から平成5年3月31日まで
③ 平成5年3月31日から9年3月1日まで
④ 平成14年7月1日から18年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間①及び③の加入記録が相違しており、申立期間②及び④の標準報酬月額が、実際に受けていた報酬額より著しく低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和63年5月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、社会保険庁のA社の被保険者縦覧照会回答票から、複数の従業員に照会したところ、4人の従業員が昭和62年ごろから同社で勤務していたところ、全員が63年5月1日から厚生年金保険に加入しており、そのうち3人の従業員が同年4月まで国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人は、申立期間①当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないため、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年5月1日以降の6年3月28日付けで、申立人の標準報酬月額記録が、昭和63年9月から平成元年11月までの期間については、47万円から6万8,000円に、同年12月から5年2月までの期間については、53万円から8万円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「会社の代表者印は、自分が保管していた。」「社会保険料の滞納があった際に、社会保険事務所との交渉は自分が行っていた。」と供述していることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録により、A社は、平成5年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、9年3月1日に再度、適用事業所となっており、申立期間③の一部について適用事業所となっていない。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人を含めA社の複数の従業員が当該期間は国民年金保険料を納付していることが確認でき、当該複数の従業員のうちの一人は、「給与から控除した厚生年金保険料を従業員に返金し、従業員自身で国民年金に加入するように言われた。」と供述しており、もう一人の従業員は、「事業主から、厚生年金保険を打ち切るので国民年金に加入するように言われて区役所に行った記憶がある。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④については、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成18年6月1日以降の同年6月5日付けで、申立人の標準報酬月額記録が、16年4月から18年5月までの

期間については、9万8,000円と記録されていた標準報酬月額が一度取り消され、14年7月から16年3月までの期間については、34万円から10万4,000円にさかのぼって訂正されており、同年4月から18年5月までの期間については、再度9万8,000円と記録されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管していたA社に係る滞納処分票から、同社は、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していたことが確認できる。

また、当該滞納処分票から、申立人は、滞納保険料について社会保険事務所と複数回にわたり交渉していたことが確認できることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間④について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年から 49 年まで
② 昭和 50 年から 60 年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、加入記録が無い旨の回答を得た。それぞれの期間について、勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、同社が保管している厚生年金保険の得喪関係資料に申立人が同社において厚生年金保険に加入した記録が無く、当時の従業員に関する資料も破棄しているため、申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認できないと回答している。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、当時のA社の給与担当者は、「自分は、当時、毎月給与袋に名前を書いて現金を入れる作業を行っていたが、申立人の名前については記憶していない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、B社の複数の従業員の供述から、勤務期間は特定できないが、申立人は、申立期間②当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員は、「申立人は、B社での勤務期間は半年に満たず、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述してい

る。

また、B社は、既に解散しており、事業主も死亡していることから、会社及び事業主から申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月1日から同年11月30日まで
② 昭和36年10月1日から37年2月28日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①、B会（現在は、C会）に勤務していた期間のうちの申立期間②について、加入記録が無い旨の回答を得た。それぞれの期間について、勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の役員の供述から判断すると、入社月は特定できないが、申立人は、申立期間①当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の事務担当者が保管していた、同社の社会保険料納入番号記録簿及び失業保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日は、昭和33年12月1日となっており、社会保険庁の記録と一致している。

また、当該役員は、「当時のA社には、採用後3か月程度の試用期間があった。」、「申立人は、最初の3か月程度はアルバイトとして同社に勤務していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、C会は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間②に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については、分からないと回答している。

また、当時のB会の理事長は既に死亡しており、事務担当者の連絡先は不明

であることから、これらの者から申立人の申立期間②に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するB会の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、一人の従業員は、申立人のことを記憶していたが、申立人の申立期間②に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については、分からないと供述しており、ほかに申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から 11 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 11 年 7 月 1 日以降の 12 年 1 月 27 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、10 年 2 月及び同年 3 月は 59 万円から 17 万円に、同年 4 月から 11 年 6 月までの期間は 41 万円から 17 万円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、平成 12 年 1 月 7 日付けで取締役を辞任しており、当該訂正処理日には、役員ではなかったことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の滞納処分票から、同社は、社会保険料を滞納しており、申立人は、同社の経理責任者として平成 10 年 5 月ごろから 33 回にわたり滞納保険料の処理について社会保険事務所と交渉しており、滞納保険料の一部について納付手続も行っていたことが確認できる。

これらのことから、申立人は、厚生年金保険関係事務について一定の権限を有しており、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の経理責任者として、

自らの標準報酬月額が減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から同年 9 月 30 日まで
② 昭和 37 年 2 月 22 日から同年 11 月 2 日まで
③ 昭和 39 年 5 月 9 日から同年 7 月 5 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を得た。また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間③の加入記録が無い旨の回答を得た。A社とB社は、同一の経営者が経営していた同一事業所であり、火災による事業所の移転等があったが、そこで継続して勤務していたので、当該期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の従業員の供述により、申立人は、昭和 36 年 6 月から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、3人の従業員が、「当時の同社では、3か月から6か月程度の試用期間があった。」と供述しており、そのうち1人の従業員は、自分の入社日を記憶しているところ、入社後3か月経過してから厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立人は、「被保険者証は、入社から3か月後に会社から手渡された記憶がある。」と供述している。

さらに、A社は、既に解散しており、事業主も死亡していることから、会社及び事業主から申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、A社の複数の従業員の供述により、申立人は、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和37年2月22日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同年8月1日に再度適用事業所となっている。このことについて、申立人及び複数の従業員は、「当時、A社で火災が発生し、建物が全焼したため、同社の別工場に移転した。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間②当てもA社に継続して勤務していた12人の従業員のうち、全員が当該期間の全部又は一部について厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、A社の経理担当者は死亡しているため、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、全員が同社における厚生年金保険の取扱いについては分からないと供述している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、A社及びB社の複数の従業員の供述により、申立人は、申立期間③当時、B社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社は、昭和39年5月9日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、B社は同年6月1日に適用事業所となっている。このことについて、申立人及び複数の従業員は、「昭和39年5月に事業所が移転し、A社からB社に社名変更した。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録から、A社からB社に社名変更した際も継続して勤務していた19人の従業員のうち、全員が当該期間の全部又は一部について厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、B社の経理担当者は死亡しているため、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、全員が同社における厚生年金保険の取扱いについては分からないと供述している。

加えて、B社は、既に解散しており、事業主も死亡していることから、会社及び事業主から申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の加入状況について確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 1 日から平成 5 年 9 月 21 日まで
社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 5 年 9 月 21 日以降の同年 11 月 5 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、昭和 63 年 6 月から平成元年 11 月までの期間については、47 万円から 8 万円に、同年 12 月から平成 5 年 8 月までの期間については、53 万円から 8 万円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「会社の代表者印は、自分が管理していた。」「平成 5 年 9 月ごろに最後の社会保険料納付のために、社会保険事務所へ行き約束手形を預けた記憶がある。」と供述している上、A社の従業員は、「従業員の給与から控除された社会保険料は、申立人が社会保険事務所へ支払いに行っていた。」と供述している。

また、当該従業員は、「当時は、会社の経営が苦しく、給与の遅配等があり、社会保険料も滞納気味であったと思う。」と供述していることから、A社が社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえる。

これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、

自らの標準報酬月額が減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から3年6月30日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年6月30日以降の同年7月26日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、元年7月から同年11月までの期間については47万円から11万円に、同年12月から3年5月までの期間については53万円から11万円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「2か月分くらい社会保険料の滞納があったと思う。」と供述している。

また、申立人は、「会社の代表者印は自分が管理していた。」と供述している上、申立人から提出のあったA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる手続を行った際に社会保険事務所に提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、会社で使用していた社判が押されていることが確認できる。

これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではな

いと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 7 月 31 日以降の同年 9 月 20 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、4 年 10 月から 6 年 6 月までの期間については、38 万円から 22 万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、「確かに社会保険料は滞納していたが、会社の経営が特に苦しくなったのは、平成 5 年の後半からであり、社会保険事務所から請求された滞納保険料についても、小切手で納付した。」と供述している。

しかし、B 銀行 C 支店から提出のあった A 社の社会保険料振替口座の記録によれば、平成 4 年 12 月から 5 年 2 月までの社会保険料及び同年 5 月から同年 12 月までの社会保険料が振替されていないことが確認できる上、同社の複数の従業員は、「当時の A 社は、社会保険料を支払う余裕は無く、滞納保険料を小切手で支払っていた記憶は無い。」と供述している。

また、申立人は、「会社の代表者印は、自分が保管しており、社会保険関係の事務手続は、事務担当者が行っていたが、提出書類の押印は必ず自分が行っていた。」と供述している。

これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準

報酬月額の減額に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 7 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について、加入記録が無い旨の回答を得た。同社に勤務していたときの写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった当時の写真及びA社の従業員の供述により、勤務期間は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、事業主も死亡していることから、会社及び事業主から申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が申立人のことを記憶していたが、記憶しているのは顔と名前くらいであり、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については分からないと回答している。

さらに、当該従業員が経理担当者であったとしている事業主の妻は死亡しているため、当該経理担当者からA社における厚生年金保険の加入の取扱いについて確認できない。

加えて、当該被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から28年7月9日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にA事業所で雑役関係業務に従事していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立期間当時、A事業所は連合国軍関連の施設としてB 渉外労務管理事務所（昭和26年9月1日からはC 渉外労務管理事務所）の名称で厚生年金保険の適用事業所となっていたところ、昭和26年7月3日付け厚生省保険局長通知（保発第51号）により、従来、連合国軍要員はすべて日本政府の直接使用人であったものが、このうち、非軍事的業務に使用される者は、26年7月1日以降、日本政府の直備使用人としての身分を喪失するとされたことにより、同事業所で勤務している従業員は厚生年金保険の被保険者資格を失うことになったものと考えられる。

また、E法人が保管している当時の進駐軍労務者の厚生年金保険の記録によると、申立人は、B 渉外労務管理事務所において昭和24年4月1日から26年7月1日まで、C 渉外労務管理事務所において28年7月9日から32年10月21日まで厚生年金保険の加入記録を有しており、これは社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、社会保険庁に保管されている申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録によると、申立人のB 渉外労務管理事務所における加入記録は昭和24年4月1日から26年7月1日まで、C 渉外労務管理事務所における加入記

録は28年7月9日からとされており（資格喪失日については、不明）、社会保険事務所の記録と一致している。

加えて、申立人以外にも、A事業所で勤務していた従業員で、勤務期間のうち厚生年金保険の加入記録が無い期間がある者が複数名見受けられる。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 22 日から 50 年 1 月 21 日まで
② 昭和 50 年 3 月 9 日から 51 年 5 月 22 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②について、それぞれ加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①、②においてもそれぞれの事業所に勤務していたので、両期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、申立期間①の直後の昭和 50 年 1 月 21 日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

しかしながら、A社の代表者は、申立期間①当時の従業員の勤務や社会保険の加入に関する資料を保管しておらず、当該期間における申立人の勤務の実態及び同社の厚生年金保険の取扱い等を確認することはできないと回答している。

一方、申立人に係る厚生年金基金の加入員記録の加入日は、前述の被保険者名簿に記録されている厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、従業員 36 人に照会したところ、うち 3 人が、申立期間のころには、A社の正社員のほかに労働組合が紹介していた者が勤務しており、準社員と呼んでいたと思う旨供述してい

る。

さらに、3人の従業員のうち1人が、準社員は雇用保険にのみ加入し、厚生年金保険には加入していなかったのではないかと供述している上、ほかの従業員が同僚として氏名を記憶していた12人について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、うち2人が厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間①当時において、一部の従業員を厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがわれる。

次に、従業員の1人は、申立期間①当時はA社に勤務しておらず、申立人の身分について分からない旨供述しているが、照会に対する回答を寄せたほかの従業員のうち1人が、具体的な時期は不明であるが、申立人は、その勤務期間中に正社員ではない時期があった旨供述していることから、申立期間①においては、申立人の身分が正社員ではなく、同社に勤務はしていたものの、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人がB社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、申立期間②直後の昭和51年5月22日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

しかしながら、B社の担当者は、申立期間②当時の申立人に関する資料を保管していないことから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできないとしながらも、現在の同社の社会保険の取扱いについて、「正社員は厚生年金保険に加入させるが、アルバイト従業員は加入させておらず、アルバイト従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはない。雇用保険については、正社員もアルバイトも加入させている。」と説明し、基本的な考え方は申立期間②当時から変わっていない旨供述している。

一方、申立人に係る厚生年金基金の加入員記録の加入日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている資格取得日と一致していることが確認できる。

また、照会に対する回答を寄せた従業員が同僚として氏名を記憶していた16人について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、うち1人が厚生年金保険に加入していないことが確認できる上、従業員の一人は、申立期間②より前の昭和47年10月から、短期間だがB社にも勤務していた旨供述しているが、社会保険庁のオンライン記録から、従業員自身の厚生年金保険の加入記録が確認できない（昭和47年5月から国民年金保険料を納付済み。）。

さらに、B社の従業員の1人は、自身の勤務開始日と厚生年金資格取得日

におおよそ2年の差がある旨供述をしている。

これらのことから、B社では、申立期間②当時において、一部の従業員を厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがわれる。

次に、B社の従業員のうち1人が、具体的な時期は不明であるが、申立人は、その勤務期間中に正社員ではない時期があった旨供述していることから、申立期間②の当時においては、申立人の身分が正社員ではなく、同社に勤務はしていたものの、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

- 3 申立人は、申立期間①及び②においては、それぞれの事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで

社会保険庁の記録において、A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受けていた給与額より低く改ざんされていることが疑われるので、当該期間の標準報酬月額を確認の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 40 年 7 月から 41 年 9 月までの期間については 2 万 8,000 円、同年 10 月から 42 年 9 月までの期間については 3 万円、同年 10 月から 43 年 9 月までの期間については 3 万 3,000 円、同年 10 月から 44 年 1 月までの期間については 3 万 6,000 円、同年 2 月から同年 7 月までの期間については 5 万 2,000 円となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の標準報酬月額の記載内容に不自然な点は見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、申立期間の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡も認められない。

さらに、A社が厚生年金保険適用事業所となった昭和 40 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を含む 10 人の標準報酬月額の記録には、被保険者資格取得時に決定された標準報酬月額及びその後の月額変更届や算定基礎届によって改定された標準報酬月額の変更幅について、申立人のみに認められる不自然な点はない。

加えて、申立人は、申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額に係る記憶が明確でない上、A社の経理担当者には、昭和 40 年代前半の賃金台帳、社員名簿

の保管状況を照会したところ、当時の社会保険労務士にも聞いたが見つけれ
なかつた旨供述しており、これらの資料を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報
酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認
めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月から28年6月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務していた申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、終戦後にB部の需要に応じて接收された施設であるA事業所で、案内係として勤務していたとしているが、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が記憶している同僚3人の氏名を確認することができない。

また、C法人が保管している申立人に係る厚生年金保険個人別台帳には、申立期間前に勤務していたD事業所に係る厚生年金保険の加入期間は記載されているが、A事業所については記載されていない。

さらに、申立期間当時におけるA事業所の事業主を特定することはできず、申立人の勤務状況や当時の厚生年金保険の取扱いを確認することはできない。

しかし、前述の被保険者名簿に加入記録がある従業員に照会したところ、14人から回答があり、うち1人が「期間は不明であるが、申立人はA事業所で勤務していた。自身の妻も申立人と一緒に勤務していた。」と供述している。

また、申立人はA事業所に勤務していた当時の状況を具体的に記憶しており、その供述内容は、同事業所の従業員複数から聴取した申立期間当時の状況とおおむね一致している。

さらに、申立期間中の昭和27年3月にA事業所の屋上にて同僚とともに撮影されたものとして申立人から提出された写真について、同事業所の元従業員

一人に確認を求めたところ、「写っている人物に記憶は無いが、背景は同事業所の屋上である。」との供述が得られた。

これらのことから、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できるものの、具体的な勤務の開始及び終了の時期を確認することはできず、勤務していた期間を特定することができない。

一方、前述の従業員照会に係る回答者14人に対し、自身の職種を確認したところ、通訳、清掃、舞台装置、館内設備、衣装担当等多岐に及んだ。しかし、案内係、エレベーターガール、切符販売等接客業務を担当していた者について確認ができないことから、申立期間当時において、A事業所では、一部の職種の従業員について厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがわれる。

なお、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと主張しているが、その事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほかに、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から 37 年 4 月まで
② 昭和 37 年 5 月から同年 11 月まで
③ 昭和 40 年 1 月から同年 11 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③の加入記録が無い旨の回答があった。これらの事業所に勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時のA社の経理担当者から、申立人が同社に勤務していた旨の供述が得られたことから、申立人の具体的な勤務期間を特定することはできないものの、申立人が申立期間①のころに同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、関連資料も保管していないため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除については不明であると供述している上、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の入社及び退社の日を特定することができない。

また、A社の経理担当者は、申立期間①当時の同社における厚生年金保険事務の取扱いについて、試用期間の12か月間を経過したのちに加入させていた旨供述している上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に登載された従業員に対し、厚生年金保険の加入状況を確認したところ、回答を寄せた従業員8人が同僚として氏名を記憶していた13人のうち3人については、同社で厚生年金保険に加入していた記録が確認できな

い。

さらに、A社の8人の従業員のうち、自身の勤務開始時期を記憶していた5人について、厚生年金保険の資格取得日とそれぞれの勤務開始時期を照合した結果、2人については、それぞれ5か月と9か月、残りの3人については、1年以上遅れて厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらのことを考え合わせると、申立期間①当時のA社においては、同社の経理担当者の供述どおり、従業員について、採用後しばらくの期間については厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがわれることから、申立人についても、同社に勤務していたものの、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員に申立人の勤務状況等を照会し、これに対して回答を寄せた従業員の1人から、申立人が勤務していた旨の供述が得られたことから、具体的な勤務期間は不明であるものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、自身の入社や退職の時期を明確に記憶しておらず、申立期間②当時のB社の代表取締役は既に死亡している上、同社が廃業する直前の代表取締役は、関係資料を廃棄済みであり、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の有無については不明である旨供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無を確認することができない。

また、B社における従業員の試用期間の取扱いについて、申立期間②当時の従業員1人は6か月、ほかの従業員1人は3か月から6か月程度であったと供述している上、前述の同被保険者名簿に登載された従業員に照会を行い、これに対して回答を寄せた従業員5人が同僚として氏名を記憶していた14人について、その厚生年金保険の加入状況を確認したところ、うち4人については、同社で厚生年金保険に加入していた記録が確認できない。

さらに、前述の従業員5人のうち、厚生年金保険の適用事業所となった日以降に採用され、かつ、自身の勤務開始時期を記憶していた3人について、それぞれの勤務開始時期と被保険者名簿の厚生年金保険の資格取得日を照合した結果、採用後少なくとも6か月を経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらのことを考え合わせると、申立期間②当時のB社においては、従業員について、採用後しばらくの期間については厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがわれることから、申立人についても、同社に勤務はしていたものの、厚生年金保険には加入していなかったものと考えられる。

3 申立期間③について、申立人は、C社の代表取締役の姓を記憶しており、さらに同社での業務内容や勤務場所を供述していることから、具体的な期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務をしていたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、C社は適用事業所とはなっていない。

また、C社の商業登記簿謄本から、同社は、昭和41年4月*日に解散しており、当時の役員の連絡先が確認できないこと、申立人は同僚の氏名を明確に記憶しておらず、申立期間③当時に同社に勤務していた者を特定できないことから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③において、それぞれの事業主から健康保険被保険者証を配布されたか否かについては記憶していない旨供述しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料の保管もない。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月から 10 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間はA社に取締役として在籍していたので、当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち平成 9 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までA社に勤務していたことが確認でき、同社の商業登記簿謄本から、申立人が、申立期間のすべてを含む 8 年 1 月 15 日から 11 年 5 月 29 日までの期間において、同社の取締役として登記されていることが確認できることから、申立人が、申立期間の前後を通じて同社に勤務あるいは在籍（以下「勤務等」という。）していたことは認められる。

しかしながら、A社の代表取締役は、申立人が同社に在籍していた記憶はあるものの、申立期間当時の資料は廃棄済みであり、詳細は不明であると供述していることから、申立期間当時における申立人の勤務等の状況や給与控除、厚生年金保険の加入手続を確認することはできない。

また、A社の代表取締役は、同社の従業員に関する厚生年金保険の加入手続の基準について、手続を希望する社員には対応していたが、制度に関心が無く、意思表示がない者に関して加入手続を行うことはなかったと思う旨供述している。

なお、社会保険庁のオンライン記録では、A社で厚生年金保険に加入していた従業員は、累計で 5 人しかいないことが確認できる上、同社の代表取締役は、申立人が勤務していた事務所を閉鎖した時点で、同社で勤務等していた従業員

は10人程度であったと供述しているのに対し、同じく社会保険庁のオンライン記録では、申立期間中の平成9年5月以降に厚生年金保険に加入している従業員が確認できないことから、代表取締役の供述どおり、同社では、制度への加入を希望する一部の従業員のみを厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがわれる。

このことについて、申立人は、A社に勤務等していた期間に、同社の代表取締役から厚生年金保険に関する説明を受けたことはなく、年金手帳を提出していないと供述しており、申立人自らが積極的に加入を希望した経緯をうかがうことはできないことから、申立人は、申立期間に同社に勤務等はしていたものの、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

さらに、申立人が居住する市の記録から、申立人が申立期間の前後を通じて国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月から 8 年 6 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間にはA社に正社員として勤務していたので、当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間よりも前の平成 4 年 12 月 21 日から申立期間中の 6 年 4 月 15 日まで、A社に勤務していたことが確認できるものの、申立人は、同日付けで同社を離職した以降に失業給付を受給していることが確認できる上、申立期間当時の同社代表取締役は、申立人に係る人事記録等を保管しておらず、申立人の具体的な勤務期間は不明としている。

また、A社の申立期間当時の総務担当者及び宴会担当者から、申立人が同社に勤務していた旨の供述を得られたものの、申立人が平成 6 年 4 月 16 日以降も勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、申立人自身は、ナイトマネージャーとして1日おきの夜勤を行い、連続で16時間程度の勤務をしていたと供述しているが、総務担当者は、申立人がアルバイト従業員であったことを記憶しており、申立人の勤務日数及び勤務期間が他の常勤の従業員より少なく、厚生年金保険への加入要件が不足していたものと思われる旨供述している。

なお、総務担当者によれば、ナイトマネージャーと呼ばれる夜間勤務従業員の勤務形態について、午後 8 時に勤務を開始し、翌日の午前 9 時に終了するが、その間に午前 1 時から 6 時 30 分までの仮眠時間が設けられており、この仮眠時間は勤務時間に算入していなかったとしている。

また、総務担当者の供述によれば、申立期間当時、当社にはフルタイムで働く従業員及び契約従業員のほかにアルバイト従業員がおり、アルバイト従業員の多くは、フルタイム勤務者ではなかったことから、当社では、従業員を厚生年金保険に加入させるか否かは、それぞれの従業員の勤務日数及び勤務時間数によって判断していたとしており、同社の従業員については、必ずしも厚生年金保険に加入させていた訳ではなく、雇用保険のみに加入させていたアルバイト従業員もいたとしている。

さらに、総務担当者の供述によれば、申立期間当時の同社の従業員数は180人から200人程度であったとしていることから、社会保険庁のオンライン記録において、同社の厚生年金保険被保険者数を確認したところ、申立人が雇用保険に加入した平成4年12月21日時点では88人、申立期間当初の5年12月1日時点では98人が厚生年金保険に加入していたことが確認でき、当時の従業員の約半数は厚生年金保険に加入していなかったものとみられ、当社では、勤務実態が一定の条件を満たしている従業員のみを厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがわれることから、申立人が申立期間に同社の厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 11 年 8 月 6 日まで

社会保険庁の記録において、A社で代表取締役として在職していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた報酬額と相違していることが判明した。当該相違について全く記憶に無いため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険加入期間のうち平成 7 年 7 月から 11 年 7 月までの期間の標準報酬月額が、当初、59 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 11 年 8 月 6 日の後の同年 9 月 7 日付けで、7 年 7 月にさかのぼって 9 万 2,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、平成 11 年にA社が倒産した際、負債総額は 4,000 万円ぐらいあったとしているものの、社会保険事務所に対して、標準報酬月額の減額訂正の届出、申立人自身に係る被保険者資格喪失届及び同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の届出を提出した記憶は無く、また、保険料の滞納について、社会保険事務所の職員と連絡を取ったり相談したこともなかったと主張している。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間及び社会保険事務所による標準報酬月額の訂正処理が行われた平成 11 年 9 月 7 日時点で、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間のころにA社で経理を担当していた従業員は、同社が倒産する 1 年ぐらい前から経営状態が悪化し資金繰りが苦しくなり、半年ぐらい前には給与もまともに支払えない状況だったと供述しており、その他の複数の従業

員も、給与の遅配や未払いがあった旨供述していることから、同社は社会保険料の支払にも苦慮していたものと考えられる。

さらに、A社の経理担当者は同社が倒産した前後の状況について、「倒産前は未納があった。倒産後、未納金の件で申立人と話をした時に、申立人が、『社会保険料は自分の年金で支払ったので、他の人の分は大丈夫。そのため自分は将来年金がもらえない。』と言っていたことを憶えている。」と供述している。

加えて、A社が昭和61年10月から加入していた健康保険組合の記録によると、申立人に係る平成11年5月以降の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる上、昭和59年12月から加入していた厚生年金基金の保管資料からも、平成10年12月分以降の掛金が11年4月分を除き未納となっていたこと、その納付に関する折衝の対応経過から、11年3月から同年8月まで、申立人自らが当該基金の担当者と相談を行っていたことがうかがわれる。

これらを考え合わせると、標準報酬月額の減額訂正処理及びA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の手続は、同社が滞納していた厚生年金保険料を清算するために行われたものと考えられ、同社の代表取締役である申立人が一切関与せず、その経緯を知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該行為の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 7 月 1 日から 7 年 7 月 31 日まで
② 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 12 月 11 日まで

社会保険庁の記録で、A社に在職していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与の額と相違している。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社に係る厚生年金保険の加入記録の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 7 月から 6 年 10 月までは 53 万円、6 年 11 月から 7 年 6 月までは 59 万円と記録されていたが、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した同年 7 月 31 日の後の同年 8 月 3 日に、5 年 7 月までさかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

次に、申立人は、申立期間①当時のA社の経営状況は順調で、保険料を滞納したことはない、また、申立期間②のころに数か月さかのぼって標準報酬月額を引き下げたことはあるが、平成 5 年までさかのぼったことはない旨供述している。

一方、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が、申立期間①及び前述の減額訂正処理が行われた時点で、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間①当時のA社の状況について、同社の社会保険事務手を代行していた会計事務所は、「経営は特に問題なかったが、資金繰りは苦労

していた。滞納した保険料は分割して納めていたと思う。」と供述している。

さらに、会計事務所は前述の減額訂正に係る手続について、「A社が2回目に厚生年金に入る前に申立人から、滞納していた保険料は、当初、分割納付していたが約束どおり納められなかった。社会保険事務所から社長のみ報酬を下げたようにしようと提案され、その場で手続させられたと聞いた。」と供述している。

このことについて、社会保険庁のオンライン記録から、A社に係る申立人及び従業員二人の計3人の厚生年金保険の加入状況をみると、まず、申立人のみが平成7年7月31日に被保険者資格を喪失し、他の2人は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同じ8年7月31日付けで資格を喪失した後、同社が再度適用事業所となった9年10月1日付けで、3人が揃って被保険者資格を取得したことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、厚生年金保険の被保険者となっていないなかった上記の期間においても、申立人が、代表取締役として同社に在籍していたことが確認できる。

これらを考え合わせると、申立人の標準報酬月額に係る減額訂正及びA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の届出は、同社の滞納保険料の清算を目的としてなされたものであり、当該手続を行った申立人が、自身の標準報酬月額を減額することに同意しなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自身の標準報酬月額の減額処理について同意していたと認められ、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が15万円と記録されていることについて、当該期間に支給されていた給与額100万円程度に比して低すぎる旨主張している。

しかしながら、会計事務所は、当時の申立人の給与は50万円程度であったと供述しているほか、実際に支給を受けていた給与の額及び保険料控除額が確認できる給与明細書等の資料は提出されていない。

また、A社の代表取締役であった申立人は、自身に係る厚生年金保険被保険者資格取得届、標準報酬月額の決定に係る算定基礎届、月額変更届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を保管していないと供述している上、会計事務所も、各種の届出書類は届出から10年以上経過しているため破棄したと供述していることから、同社が申立期間②当時に届け出た申立人の標準報酬月額を確認することはできない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間②に係る申立人の標準報酬月額は、資格取得時の決定が記録された当初から15万円となってい

ることが確認でき、当該記録が訂正された履歴は無い。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立期間②当時において、A社の代表取締役であった申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間②については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年2月28日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に在籍していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社に係る厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初、41万円とされており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年2月28日の後の同年3月5日付けで、15万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、同社の取締役として、同社の経営に参画する立場にあったことが確認できる。

また、申立人は、A社が滞納していた社会保険料の支払について、申立人自身が管轄の社会保険事務所の担当者と交渉を行った際、当該担当者から、制度から脱退するとともに、代表取締役及び役員の標準報酬月額をさかのぼって減額して滞納保険料に充てるよう指示されたと供述している。

さらに、申立人は、当該指示に従うかどうかに関して代表取締役、経理担当取締役、申立人自身の計3人で協議した上で、やむを得ないと判断した旨供述している。

加えて、申立人は、経理担当取締役に対し、経営状況が厳しいため、この状況を乗り切るのに給与を減額することを説明した旨供述していることから、申立人は、経理及び社会保険事務を執行する取締役としての立場で、滞納保険料を清算するために申立人を含む取締役3人に係る標準報酬月額の減額訂正手

続を行うことに関するA社の意思決定に主導的役割を果たしたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の担当取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月1日から同年10月1日まで
② 平成5年11月20日から6年11月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①においてはA社、申立期間②においてはB社にそれぞれ勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が、当該期間の前後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間①の前後を通じて、継続してA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の代表者は死亡している上、当時の役員の連絡先も確認できず、前述の被保険者名簿に登載される従業員2人に照会を行ったが、うち1人からは回答がなく、他の1人は申立人を記憶していないことから、同社における申立人の身分、勤務の状況の変化、申立期間中の厚生年金保険料の控除の有無を確認することはできない。

ところで、前述の被保険者名簿には、申立人のほかにも2人の従業員が、いったん厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後再度取得したことが記録されている上、申立人を含む当該3人の再取得時の記録について、資格取得日や健康保険の番号に不自然な点は見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立人が当初に厚生年金保険に加入し

ていた昭和 24 年 6 月 30 日の時点の被保険者が 14 人いたことが確認できるが、このうち申立人及び従業員のうち 1 人を含む計 8 人が、同年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このことについて、申立人は、この時期に従業員の半数以上が退職したことを記憶していないことから、A 社では、具体的な理由は不明であるが、この時期に勤務を続けていた従業員の一部について、厚生年金保険の資格を喪失させる手続を行ったことがうかがわれ、申立人についても、継続して勤務はしていたものの、厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の B 社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、当該期間の直前の平成 5 年 11 月 20 日と記録されており、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険の被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日も同日付けで記載されていることが確認できる。

一方、雇用保険の加入記録では、申立人の離職日が平成 5 年 11 月 19 日と記録されていることが確認でき、当該離職日は前述の資格喪失日と符合している。

また、B 社が保管する申立人に係る「平成 5 年分の給与所得の源泉徴収票」の写しから、退職日が 5 年 11 月 19 日と記載されていること、給与控除された厚生年金保険料を含む社会保険料の合計額は、社会保険庁のオンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額を基に算出した 5 年 10 月までの保険料の合計額とおおよそ一致することが確認できる。

これらのことから、申立人の退職に関する各制度の記録に不自然な点は見当たらず、B 社の事業主は、これらの手続を事実に基づいて適切に行ったものと考えられ、申立人は、申立期間②において、同社に勤務していなかったと認められる。

3 このほか、申立期間①及び②における、申立人の給与からの事業主による厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。